

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

近世末期におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動について：
毛皮交易の視点から

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 出利葉, 浩司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001988

近世末期におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動について 毛皮交易の視点から

出利葉 浩司
北海道開拓記念館

- 1 はじめに
- 2 これまでの研究の流れ—小型毛皮獣狩猟あるいは毛皮交易の視点から
 - 2.1 高倉新一郎による毛皮交易論
 - 2.2 民族学研究者によるアイヌの狩猟活動研究
 - 2.3 交易論的視点からみた東北アジア諸民族の狩猟活動
 - 2.4 研究史の小括と本研究の位置
- 3 蝦夷地の歴史的背景—交易の自由が奪われていく過程
 - 3.1 松前藩による独占的交易権の掌握と松前地での交易
 - 3.2 商場の成立
 - 3.3 場所請負制の成立
 - 3.4 場所でのアイヌの人々の労働実態
 - 3.5 19世紀前半の蝦夷地の激動
- 4 軽物の再検討—松前藩あるいは幕府からみた小型獣皮の意味
 - 4.1 「軽物」—各場所に課せられ、漁撈活動とは別に要求されたもの
 - 4.1.1 「軽物」とは何か
 - 4.1.2 軽物を集める「場所」
 - 4.1.3 軽物の性質—藩主が要求し、買い取るもの
 - 4.2 樺太へ運ばれた小型獣毛皮—なぜ「小皮類」は必要だったのか
 - 4.2.1 軽物の中の小型獣皮—「北蝦夷地廻り小皮」について
 - 4.2.2 樺太における毛皮交易の実態
 - 4.3 幕府あるいは松前藩による軽物毛皮管理の歴史
 - 4.3.1 アイヌが自由に行った山丹交易
 - 4.3.2 アイヌの負債
- 5 小型獣皮が軽物に組み入れられる過程
 - 5.1 松田伝十郎の樺太調査と負債の処理
 - 5.2 松田伝十郎の処置以降の蝦夷地における小型獣皮交易
 - 5.3 松田伝十郎(文化9年)以前の小型獣皮の流通
 - 5.4 小型毛皮獣狩猟の性格の変化—文化年間を境に
- 6 ヨイチ場所でのアイヌの狩猟活動
 - 6.1 獲物の自由売買の禁止と処罰
 - 6.2 選ばれた猟師たち
 - 6.2.1 場所請負制下の労働状況
 - 6.2.2 指名された猟師たち
 - 6.2.3 蝦夷地各場所で行われた猟師の指名
 - 6.3 獲物はどれだけ捕られたか
 - 6.3.1 残された史(資)料による小型獣狩猟数の論理的推定
 - 6.3.2 取引に供された小型獣皮の数量
 - 6.3.3 アイヌの人びとの間で消費された小型獣皮
 - 6.3.4 捕られた小型獣の全数量
 - 6.4 近世末期におけるアイヌの狩猟活動—何のための小型獣狩猟か
- 7 おわりに—アイヌの小型毛皮獣狩猟の歴史的民族学的意義と今後の課題
 - 7.1 国家の周辺としてのアイヌ民族—世界システムの中で
 - 7.2 小型獣狩猟具としての罟—その地域的広がり、類似の意義
 - 7.3 蝦夷地における毛皮獣狩猟の特徴—北米との比較から

1 はじめに

この研究の目的は、近世末期にアイヌが行った狩猟活動について、毛皮交易という視点からながめ直すことで、これまでとは違った新しい考えを提示することにある。より具体的にいえば、これまで歴史学が研究対象としてきた近世文書を民族学の視点から分析することにより、年代や地域を限定した上で、アイヌの狩猟活動、特にキツネやカワウソ、テンなど小型の毛皮獣に関する狩猟活動を描き出し、その歴史的民族学的意義を考えようとするものである。(以後、本論文では「小型獣」という語を用いるが、特に注意がない限りキツネ、カワウソ、テンをさすものとする)

これまで、アイヌ民族およびその文化について言及する時、狩猟・漁猟・採集活動に依存した人々といういいかたがなされてきた。そして、その活動が行われた社会的な背景は、人々が「自由に野山をかけ回り」(知里幸恵編訳 1978) という表現に代表されるように、あくまでもアイヌの人びとの意志で生業活動が行われていたかのように認識されていた。確かに、猟魚採集活動に対して農耕の割合が議論されたこともある。しかし、そこでも記述された世界の主体をなすのはアイヌであるか、そうでなければ中立的な記述がなされていたように思える。

これまでの、このような議論から読み取れることは、社会の歴史的背景あるいは歴史的变化が考慮されていないということである。すなわち、アイヌ社会を変化のない社会、アイヌ文化を閉じた系として捉え、さらにそうした社会内部では、自由度をもった生活が営まれていたかのごとく描いてきたということである。年代を明確に指定し、時代性を認識した上で議論が展開された例はほとんどない。

特にアイヌの生業活動における他者との関係性についていえば、これまで満足のいく検証がなされてはいないように思える。その議論がないまま、問題を発展させてきたのではなかったか。すなわちアイヌ社会を閉じた系と規定しておき、その上でアイヌの生業を、狩猟、採集、漁撈、農耕といったカテゴリーに当てはめ、さらに、そのようなカテゴリーの中での内容の議論、その分析が行われてきたのである。

アイヌの人々にとって、生業が、本当に自らの自由な意志で選択できたのであろうか。また、人々の生活は年代的な画期に呼応して変化しなかったのだろうか。こうした点については検討する余地がある。この論文では、アイヌ文化を初めから他者との関係性において捉え、その上で狩猟活動を議論していくことにしたいと考えている。

また、私はこの論文において、これまで歴史学研究がよって立つ史料としてきた近世文書を、毛皮交易、狩猟活動という民族学的な問題意識を持ちつつ、他者との関係性から分析する。このことにより、アイヌの生業活動について、これまでとは異なる見方を提示したいと考えている。

このことは、民族学の方法論からすれば、新しい試みに属するもの、あるいは民族学の

範囲を逸脱するものなのかもしれない。確かに、これまでアイヌの生業研究においては、古老からの聞き取りに基づいた資料が主体的に用いられていた。もちろんこのことは民族学研究としてはある意味では当然の方法であった。

ところで、少なくとも近世におけるアイヌの人々のようすについては、宣教師や探検家、徳川幕府の役人らもまた、多くの記述を残していることが知られている。さらに、アイヌのことを記述する目的ではなく、あくまで日常の商取引の記録として書かれた文書の中にも、当時のアイヌも含めた人々ようすがうかがえるものもある。そうである以上、そのような記録類や文書類からアイヌの人びとの生活復元を試みる仕事も、また必要ではないだろうか。ここ10年ほどの近世史の研究者による北海道史研究の成果は、アイヌの人々も含めたこの時期の蝦夷地の歴史のうねりをみごとに描き出している。このような歴史学の仕事に呼応して、その成果をふまえつつ、アイヌの社会や文化を再構築することは必要なことではないかと思われる。

実は、これまでの民族学研究にあって、近世文書が用いられることがなかったわけではないが、あくまで補助的であったようである。それを中心的かつ基礎的史料として、アイヌの人びとの生業あるいは社会を議論したものは、例えば佐々木利和の仕事（佐々木利和1980: 403-413）などは見られるものの、きわめて少なかったように思う。

なお、本論文は、2でアイヌ狩猟活動研究の歩みを、特に小型獣狩猟活動と毛皮交易の視点から概観し問題点を整理した後、3で近世蝦夷地（北海道）に関する歴史的事実の確認作業を、おもに歴史学研究者の仕事引用しながら概観する。その後、4以降において本論の要である東西蝦夷地における小型毛皮獣狩猟の実体を論じたい。4では松前藩あるいは幕府という権力者の側から見た毛皮交易の構造をまず把握し、ついで5では、松田伝十郎が樺太で行ったアイヌの負債処理を検討することで、幕府とアイヌとの間で行われた小型獣交易を歴史的に確認していく。ここで目を転じて、こんどは6において蝦夷地内のそれぞれの場所でアイヌの人々がどのように対応していたか、人々の具体的な活動という観点からながめてみたい。最後に、そのような狩猟活動をどのように評価すればよいのか、特に東アジア世界の大きな動きの中でそれをながめてみたい。

もう1つ、あらかじめお断りしておきたい。実は、私はこれまで近世末期のアイヌの狩猟活動について、これまで共著を含め3つの論文を発表している（出利葉 1993; 1995; 出利葉・手塚 1994）。それらは近世末期のアイヌの小型毛皮獣狩猟活動という1つの主題に焦点を当てたもので、本論文でこれから述べようとする事とも大に関係している。あえてここに私がまとめを行おうとする理由は、先の3つの論文に対し、いくつかの批判をいただいたことに対し回答する責任が生じたことと、先に述べたように1つの主題を意識していたにもかかわらず、別々の論文として発表したために、意図が必ずしも明確には表現されていないと受け取られたことによる。

2 これまでの研究の流れ—小型毛皮獣狩猟あるいは毛皮交易の視点から

この研究の視点は、アイヌの「狩猟技術」や「食料獲得手段」に重点を置いたこれまでの狩猟活動研究とは異なっている。本稿では「毛皮交易」をアイヌの狩猟活動を考えていくためのフレームとした上で、これまで歴史学が研究の対象としていた古い文書類を、生業研究という視点から再度分析し直すことにより、論を進めていきたい。

その前に、ここで、アイヌの生業活動について、「毛皮交易」もしくは「交易のための毛皮獣狩猟」という観点に立って、先人の研究を整理してみよう。それにより、これまでの研究が、いかに狩猟技術の研究あるいは食料獲得手段としての狩猟研究に偏っていたか、逆にいえば交易用毛皮の獲得という視点がいかに乏しかったかのかが明らかになる。

2.1 高倉新一郎による毛皮交易論

まずはじめに、アイヌ民族誌をふまえた歴史研究者としての高倉新一郎の仕事を取り上げよう。高倉はいまでもなく、北海道史に造詣が深く、また、アイヌ文化の研究にも、文献史料をもとにした多くの論放がある。北海道大学の研究者を中心とした紀要『北方文化研究』にも論文を掲載し、さらに犬飼哲夫や名取武光らと、1960年代までのアイヌ研究の集大成ともいえる『アイヌ民族誌』（アイヌ文化保存対策協議会編 1969）を共同執筆している。

北方地域の毛皮交易の視点でいえば、まず、高倉の『近世に於ける樺太を中心とした日満交易』（高倉 1939）と題する論文を取り上げないわけにはいかない。ここで、高倉は、かかる交易が毛皮を介しておこなわれた点を重視し、要素を整理しながら論を展開している。さらに高倉は、私がアイヌの狩猟活動、交易活動に重要な意味を持つと考えている「軽物」についても注意を払い、簡単ではあるが説明している。「毛皮」と「軽物」。この2つのキーワードがあげられたことは、アイヌの狩猟活動、アイヌ史を考える上で、大いに評価すべきことであった。

さて、高倉はこの論文の前半で、満洲と大陸の諸民族との交易、諸民族間の交易、アイヌと和人ととの交易、和人と山丹人との交易の4つの形態について詳述し、その中で、山丹人がアイヌに売るものは、鷲尾のほか反物や煙管、玉類など満洲人から得たものであり、逆に山丹人がアイヌに対して要求するものは、アイヌが自ら得たテン、キツネ、カワウソ皮の他、和人から得た鉄鍋などの鉄類であったことを指摘している（高倉 1939: 169）。さらに、アイヌが得たものが和人に渡る過程に言及し、それらが「軽物」と呼ばれ、一般の交易を禁じられていたことも指摘している（高倉 1939: 172）。また、この北方交易は、のちには、アイヌを介さず、直接、和人と山丹人との間に交易が行われるようになり、「交易品は悉く官に属する」ことになったこと、そのため官（幕藩側：筆者注）は「樺太は素より蝦夷地全般にわたって貂皮・獺皮・狐皮の出産を奨励し、是を買上げ」るようになった

と述べている(高倉 1939: 176)。その上で、結論として、交易の「数量は極めて尠く」、したがって、山丹交易は「日滿双方の経済的方面に貢献するところが尠」かったとする(高倉 1939: 192)。また、この交易がアイヌや他の諸民族に与えた影響について、「可成大きなものがあつたと思われる」が、その例はあげておらず、「此方面の土俗的・考古学的研究の進展を俟たねば十分な結論は困難」であると述べている(高倉 1939: 192)。この「土俗的・考古学的」研究が何を意味するか説明はないが、推測するかぎり、高倉は北方交易の時間的な概念をかなり広く捉えていること、さらに、その影響を、当時の「土俗学」が主要研究対象とし、また考古学の研究資料でもある「物質文化資料」に、表面的に現れるもので、肉眼で見ることが可能なものと捉えていた可能性がある。

しかしながら、高倉はこの論文中で、山丹交易とアイヌの狩猟活動との有機的関連性については言及していない。高倉は、山丹交易で取り引きされた獣種など、アイヌと毛皮交易に関する重要なポイントを指摘しながら、それがその後のアイヌの生活の中で、さらに狩猟活動の中で、どのような意味を持つようになるのかということについては、まったく触れてはいないし見通しも述べてはいないのである。

もっとも、高倉の目的は、論文の執筆時点では明確にされてはいなかった樺太を中心とした大陸と日本との交易の実態を明らかにすることであったのであり、視点が交易という経済活動にあったということができよう。その限りにおいては、アイヌの狩猟活動あるいはその生活に言及がないのも無理のないことであった。

また山丹交易自体の評価という点でもあとに問題を残している。しかしながら、そうした課題や問題点は残しながらも、アイヌおよび北方諸民族の交易について、毛皮に注目し、それを分析したところは大いに評価すべき点であると考ええる。

高倉は、この後『アイヌ政策史』(旧版、新版)を著し、北方交易をはじめ軽物の問題にも言及している(高倉 1942; 1972)。しかし、「軽物」についての論述では、先の論文『近世に於ける樺太を中心とした日滿交易』の成果をさらに発展させて、アイヌの狩猟活動と関連させた議論を行っているわけではなく、また、樺太での交易方法の変遷をふまえた整理も行っていない。

ただし、高倉は近世蝦夷地の統治形態を、前後松前藩治時代、前後幕府直轄時代の4期に分け、詳細に論じていく。アイヌの社会について、ひと括りにするのではなく、時代の画期ごとに論述していくという方法は、歴史学としては当然の方法ではあろうが、評価されてよい。

しかしながら、政策史の論述が主題である本書からすれば無理のないことかもしれないが、時代ごとの論述では権力とアイヌとの政策を鍵にした関係性に論点がおかれ、そうした関係性を支えたはずのアイヌの生産活動については、第二章前松前藩治時代の前半でわずかに触れられた他は、ほとんどといってよいほど言及されてはいない。すなわち、この大著の中で、高倉は「北海道アイヌの社会生活」という節を設け、「北海道の先住民族たる

蝦夷」が、「16世紀の初頃からその独自の活動を始めた内地人によって征服される直前どんな状態であったか」(高倉 1972: 29)を知ることが氏の所論を展開する上で必要とした上で、「今日のアイヌの生活に残った過去の遺物は、記録に残された蝦夷の生活と結びつけて、当時の蝦夷の生活を描く材料としても大きな誤りはなからう」(高倉 1972: 30)という判断のもとに、「アイヌの生活を以て当時の蝦夷の生活を代表」させている(高倉 1972: 30)。

そのように前置きした上で、高倉は、(16世紀以前の)アイヌの経済生活に言及していく。そこでは、「ほとんど最近まで採取民族であった」(高倉 1972: 30)と規定した上で、狩猟具にも言及し、「弓(毒矢・仕掛弓)がほとんど唯一の道具で、他に種々の罌があった」(高倉 1972: 31)とする。罌の存在に触れているものの、それが実際の狩猟活動の中でどのような機能を果たしていたのかについては述べてはおらず、また、狩猟活動がどのようなものであったのかについても触れてはいないのである。

高倉の関心は、経済的、政治的観点から、当時のアイヌ社会をより大きな枠組みで捉えようとしていたのであり、個々の軽物に指定された物品をアイヌがどのようにして入手していたのかということよりむしろ、いかなる産物が集積され、それがどのようなルートを通り、どこへ運ばれるのかということに、関心があったと思われる。その限りにおいて、高倉が、小型獣狩猟の方法まで言及しなかったのは、無理のないことであろう。歴史研究からのアプローチでは、アイヌ社会においてどれくらいの小型獣の毛皮が、どのようにして獲得されていたのかという民族学的な関心よりも、それらがどう使われており、政治的・経済的にどのような意義があったのかというところに、議論が向かっていたようである。

むしろ、ここで問題としてあげたいことは、こうした高倉の視点が、当時の北海道帝国大学を中心としたアイヌ研究、特に民族学からのアイヌ研究に引き継がれていかなかったことである。そこで、次に当時の北海道でのアイヌ研究の様子を概観してみよう。

1969年当時のアイヌ文化研究者の多くが執筆に参加し、高倉も共同執筆者に加わっている『アイヌ民族誌』(アイヌ文化保存対策協議会編 1969)は、どのような立場で論述を行っているだろうか。まず、それを見てみよう。

狩猟漁撈活動について、『アイヌ民族誌 上』の中で「生活」として扱われている。ここでは、クマ猟、シカ猟の記述に始まり、ワシ猟、サケ漁、海獣猟と続いて終わる。さらにシカ猟の冒頭で、「漁猟の対象となったものは、主として川に遡上するさけ、ますとしかであった」(アイヌ文化保存対策協議会編 1969: 334)とし、それが主食であったと断定している(アイヌ文化保存対策協議会編 1969: 334)。ワシ猟のところでは、古記録に「諸国諸大名の弓の矢羽に使うために移出され、それがアイヌによってとられた」(アイヌ文化保存対策協議会編 1969: 341)とあることを紹介し、また、オットセイ猟のところでは、「皮は藩の管理下にある会所に献上して、その報酬に酒、米、塩、衣料、タバコ、器具類を貰った」(アイヌ文化保存対策協議会編 1969: 365)と述べており、交易品を意識した論述と

なっている。ただし、交易品に関して、その狩猟方法あるいは狩猟活動について述べた部分は、この2ヶ所にとどまっており、交易の方法や和人も含め他民族との関係が狩猟活動とどのような関係にあったのかについては説明がない。

そこで、高倉と同時代を過ごし、意見の交流があったはずの民族学研究者の仕事をもう少し詳しく見ておこう。

2.2 民族学研究者によるアイヌの狩猟活動研究

知里真志保は、樺太アイヌの生活を物質文化資料を交えながら民族誌的に紹介している。狩猟に関しても、道具の紹介やアイヌ語名称、宇宙観や狩猟法が中心となる中で、「獲ったこれらの山幸は肉は賞味し、毛皮は防寒衣料とし、角は種々の器具に用ひた。上質の毛皮は山丹人や内地人に対する交易品とした」（知里 1973: 207）と、毛皮が交易に用いられたことについて述べている。さらにつづけて、「古来『カラフト・クロテン』は有名で、もっぱら、アイヌによって捕獲され、その毛皮は海を越えて内地や大陸の顕紳や大名などの手に入った」（知里 1973: 207）と、狩猟が交易のために行われたことを示唆している点は注目してよい。ただし、時代性については、それがわかる説明はなく、また、毛皮交易と交易獣皮の狩猟とが、「内地や大陸の顕紳や大名など」を挟んでどういう関係にあったかについても言及がない。

この知里の論考は未発表稿であるものを、著作集に収録して初めて公表したものであり、『知里真志保著作集3』の解題によれば、成立は1944（昭和19）年という。この時期に、アイヌの言語、民族の研究者の側からこのような指摘があったことは、当然の内容とはいえ、特記してよい。残念なことは、この知里の指摘も、それ以降、民族学研究者の注目するところとはならなかった点である。

物質文化研究の観点から狩猟具に精力的にアプローチした研究者として、名取武光の名前をあげることができる。名取は豊富なフィールド調査と北大博物館が所蔵する良質な資料をもとに多くの業績を上げていった。名取はアイヌ民族学のみならず、北海道の先史文化の研究にも多くの論考がある。

特に名取がアイヌの物質文化研究に業績を上げることができたのは、名取自身が北海道の考古学にも関心があり、起源論など考古学資料との比較検討を必要とする議論を行うことができたことを理由の1つにあげることができよう。しかし、そのことは名取の研究を制限するものでもあった。すなわち、自著『噴火湾アイヌの捕鯨』の中で研究の目的としてあげているように、名取は「本道の先史時代の遺跡から、きわめて豊富に発見される遺物と比較する必要から、全道のアイヌの燕形銛即ちハナレ（キテ）を蒐集」（名取1945: 1）したのである。その考えの根底には、「先史時代の文化の研究には、遺跡や遺物から得た資料を正しく分析し、夫れを前提とした総合的考察を主としてゐるが、北海道が本格的に歴史時代に這入つたのは極めて新しく、口蝦夷にては数百年、千島・樺太にては二三百

年この方の事である」との認識があり、そのため「先史時代末期の遺跡や異物を解明するのに、以上の外に、伝承されてゐる原始文化の中、土俗の知識が極めて必要である」という考えがあったと見ることができよう（名取 1945: 1）。

もう1つ、名取の発想を制限したものに文化観の問題があった。名取は1942年に発表した論文「アイヌ民族の精神生活」の中でアイヌ文化観を披露しているが、「アイヌの生活にやや見るに足る農業が取り込まれたのは、明治以降開拓使の努力の結果」であって、「それ以前」の人びとは「殆んど日常生活の必需品の多くは、山野に狩をし又河や湖や海に漁をする外、季節季節に山野の植物を利用して居た」と述べている（名取 1974: 212）。さらに「日常の衣類や什器、祭祀用具等に、本州や樺太を経た交易品が宝物のやうな意味で這入り込んで」いたことを認めつつも、「日常の生活品としての大半の意味を持っていた食料関係の物資は、交易によって得られる量は極めて少ない状態」であるため、「昔のアイヌの生活は、先史時代の人類の延長の観があり、それは「狩漁本位の生活」であったと結んでいる（名取 1974: 212-213）。

このような名取の研究目的、アイヌ文化観が導くところは、狩猟具の研究にも表れている。名取は、犬飼哲夫と共著で1934年から35年にかけて、雑誌『ドルメン』誌上に、「北大附属博物館所蔵 アイヌ土俗品解説」と題して北海道大学附属博物館のアイヌ資料の解説を連載している。その冒頭でアイヌの生活に触れ、「生産経済が幾分でも取り入れられる様になつたのは、極く近年の事で、昔はまったく拾集経済に依つたもの」であり、「生活必需品の大半は、狩猟に依つて得」ていたのであるとする（犬飼・名取 1934: 31）。さらに、「この様な原始生活の必要が兎角物資に乏しい彼等に、どんな工夫や発明や習得をなさしめ、狩猟具や武器の上に表はれたかは、甚だ興味深い問題」（犬飼・名取 1934: 31）であると、狩猟具研究の視点を述べている。

この視点は、したがって、個々の資料解説にも踏襲されることになる。資料の解説は丁寧ではあるが、本論文とも密接に関係する異類の記述を見ると、その仕組みや機械的部分の説明に力点が置かれており、どのようにして、あるいは何のためにそうした動物を捕る必要があったのかについては言及がない。例えば、仕掛弓（アマッポ）の項では、「主として熊鹿等を捕るのに用ひる」（犬飼・名取 1934: 36）とあり、また弾弓（アック）の項では、「貂、狐、エゾ鼬、鼠等は何れも之で捕へられる」（犬飼・名取 1934: 36）とあるのみで、割木（チエペレニ）の解説では、写真キャプションに「猪」とあるものの、本文では、単に「動物」（犬飼・名取 1934: 37）としか記されていない。それらは、いつ、だれが、どのような場所に、どのように仕掛けたのかといった狩猟システム全体からながめた説明はない。まして、動物は何のために狩猟され、何に使われるのかという狩猟の目的と獲物の利用についてはまったく言及がない。

つまり、名取の場合はアイヌの生業活動を「クマ・シカ・サケ」猟漁とみなす以前に、そのアイヌ狩猟具研究の目的とアイヌ文化観が大きな障壁となっていたのである。研究の

主たる目的を北海道先史文化の解明におき、「昔のアイヌの生活は先史時代の人類の延長の観があ」(名取 1974: 213) ると捉える以上、アイヌの狩猟具と考古学資料とを、同一の土俵に乗せるという方法を採用したのは当時としてはごくあたりまえの選択であった。そこでは、アイヌの道具の起源は考古学資料に求めることができるものという考えが先験的に用意されていたのであり、例えば近世、近現代における道具の変化あるいは外部の社会からの採用ということは考えの中にはなかったと思われる。「生活必需品の大半は、狩猟に依つて得た」(犬飼・名取 1934: 31) と考えたことも、狩猟活動は自分たちの食糧あるいは生活用具の材料確保のためという自給自足の概念がその根底にあったと推測できる。

名取のこのような研究に対して、大林太良の仕事は批判的とも受け取れる。特に大林が仕掛け弓について行った発言は注目に値する。

大林は、『民族学から見たアイヌ文化の構成』(大林 1974) の中で、仕掛け弓の分布について、シベリアの例をあげながら「アイヌのところには恐らくアムールランドから入ったと考えざるをえないような分布をしている」(大林 1974: 154) と述べている。さらに、その理由を「中国高文化の弩が北方周辺地域に与えた影響の痕跡」(大林 1974: 154) の可能性をあげ、そうした文化要素について「必ずしもすべてが古い狩猟民文化に帰属するとか、あるいはアムールの漁撈民的な文化に由来すると考える必要はない。ものによってはいまのように狩猟と関係するものであっても、間接的には中国高文化の影響と考えるのがいいのではないか」(大林 1974: 154) とする。別の箇所では、当然考えられることとして、「近世になってアムールを経由して中国の高文化が、ことに満州文化の洗礼をうけたかたちでひろがっていく」と結んでいる。(大林 1974: 163)

仕掛け弓の広い分布を見通していたこと、さらに、その分布の意味を考え、単に「古い狩猟文化」で片づけてしまうことに対して批判的であったことは、大いに評価されるべきである。しかし、大林は、「近世」「満州文化の洗礼」とやや詳しく述べてはいるものの、「影響」という語で説明するに留まっており、歴史的な事象と関連づける、あるいは仕掛け弓によって狩猟される動物およびその獲物の利用を考えることによる毛皮交易論など、経済的な視点を導入するには至ってはいなかった。

しかし、ここでも大林のこの見通しがその後のアイヌ研究に継承されてはいかなかったことは残念なことであった。大林が行ったのは、個々の文化要素を取り上げ、比較し合っただけでその起源を求めることであった。その中で、仕掛け弓を取り上げたのであるが、そこで満洲文化を見通しながら、その起源のすべてを古い狩猟文化に求めることに対して注意を促しているのである。アイヌ民具研究においてすべてを「古い」ものに結びつけて考えようとする起源論全盛の頃にあつて、文化要素の一つ一つを整理し、丁寧に解きほぐしたこの大林の視点は、大いに評価されてよいはずであった。

このような研究の流れの中で、避けて通ることのできない研究が、渡辺仁の *The Ainu: A Study of Ecology and the System of Social Solidarity between Man and Nature in Rela-*

tion to Group Structure (Watanabe 1964) であった。

渡辺は人びとが生きていく上での食糧資源の獲得の重要性に着目する。そして、食糧獲得という立場から見て、アイヌにとっては狩猟、漁撈そして植物採集が重要な活動であったとし、サケなどの川魚、シカ、クマおよび山菜など植物性食糧の狩猟・漁撈・採集活動を、道具、活動、社会組織と関連づけながら論述した。

そこで評価すべきことは、渡辺が狩猟、漁撈具について、その時代性を無視して、いたずらに古いものと新しいものとを無批判的に取り混ぜて引用することをせず、ましてや、アイヌの道具を先験的に「古くから変わらない」ものとみなしてかかるようなこともしなかったという点である。渡辺はその時点で使われていた道具をそのまま記載したのである。そして、それらの道具について、だれが、どのように使用するのか、また何をどう捕るためのものなのかをひとつひとつ明確にし、さらに、その背後に社会集団を考えていた。この点はそれまでの研究を超える画期的な点であった。

渡辺がそれまでの研究を超えたもう1つの点は、アイヌ社会の歴史的变化を正面から認めたのみならず、それと調査研究とに整合性を求めたことである。渡辺は、近世から近代にかけての北海道の歴史的移り変わりについて注意を払い、そこに日本人の影響があったことを認めている。それらは、1789年から1869年まで続くとする「場所」の影響であり、もうひとつは1868年に北海道が明治政府の統治下におかれ、1883年からの勸農政策がとられたことによる生活の変化であるとする。こうした歴史的画期に注意しつつ、渡辺は研究対象年代を「場所」廃止以降農業に基づいた新しい生活の導入までとしている。描こうとする社会について、歴史的過程を十分に考慮しながら、まずはじめに明確に年代を設定したところは、それまでの研究が年代を不問に付したまま伝統的「アイヌ社会」を描き始めていたことがほとんどであったなかであって、大いに評価すべきことであった。

しかし、渡辺が食糧資源獲得という点に着目したことは、必然的に、それ以外の狩猟活動、例えば本論文で取り上げる交易のための狩猟活動を除外することとなった。また、渡辺は基本的に、そこで論じた年代におけるアイヌの経済活動を「狩猟漁撈採集」とみなしていた。特に前者については、渡辺が設定した問題からすれば無理のないことであったが、別の論文ではクマ猟との関連で毛皮交易を意識した意見を述べていた(渡辺 1972)だけに残念であった。いずれにせよ、この2つはその後に研究の余地を残すこととなった。

2.3 交易論的視点からみた東北アジア諸民族の狩猟活動

1990年代になって、わが国の民族学あるいは歴史研究者のあいだで、交易論的視点に立った民族(史)研究が目立つようになってきた。

民族学の分野で毛皮交易論の視点を導入し、専門の北方民族について精力的に先頭に立ち体系的に研究を進めているのは佐々木史郎であろう。佐々木は、権力国家と辺境という視点を援用しながら、清朝やロシアを含む北東アジア地域全体の枠組みの中で、アムール

川流域、沿海州地域の毛皮交易、毛皮獣狩猟を論じている。

まず佐々木は清朝支配下における朝貢と交易活動がアムール川下流域の諸民族の生活、特に物質文化と社会構造にどのような影響を与え、さらに多様な文化とエスニシティ形成にどのような意味を持っていたのかを示すことから出発する(佐々木 1989)。同論文の議論の過程で、清朝の統治機構および双方で交易された物品が詳細に論じられ、結論に至る。

ここで、本論文との関係でいえば、佐々木は18世紀中期から19世紀中期までの「100年の間に2,000套以上流入した姓長の無扇肩朝衣と郷長と子弟に渡された30,000套近い朝衣」が「現在当のアムール川下流域にはほとんど残っていない」(佐々木 1989: 723)ことに注目する。その理由の1つとして、そうした朝衣が「山丹交易によってサハリン、北海道のアイヌそして日本に流出し」たことをあげ、佐々木が論じた清朝とアムール川下流域の諸民族との朝貢・交易関係の枠外に、それと関係しながらアイヌおよび日本が存在していたことを示唆している(佐々木 1989: 724)。

佐々木は、その後、商品化の前提となる皮なめし技術について、地域間の比較検討を行った後(佐々木 1992)、『北方から来た交易民』を著し、サハリンを含むアムール川下流域に展開した毛皮交易を正面から論じている(佐々木 1996)。同書の中で、佐々木は、佐藤宏之、田口洋美、森本和男らと行ったロシア沿海州での小型毛皮獣狩猟技術に関する調査の成果も盛り込み、狩猟具およびその技術という観点からのアプローチを行っている。

さらに、同時期に発表された別の論文でも、佐々木は積極的にアムール川下流域の諸民族の交易活動について論じている。その中で、江戸幕府の樺太政策とアイヌとのかかわりについて言及している(佐々木 1997)。ここで佐々木は、本論文でも後で触れるカラフトおよびソウヤのアイヌの負債と、松田伝十郎が行った彼らの負債処理について論じているが、同論文の目的が広くアムール川下流域からサハリンにかけて展開した交易活動の実態を明らかにすることであったためか、さらにそこから論を発展させてアイヌの狩猟を論ずるまでには及んではない。

佐々木の仕事について評価すべきもう1つの点は、従来の狩猟研究が食糧獲得のためだけの狩猟活動の追求であったことに対して、さらには、はじめから閉じた系の中で行われる活動と規定してかかっていたことに対して、東北アジアにおける毛皮をめぐる諸問題を総括した上で、見方の変更を迫り歴史的背景へ注意を向ける必要性を自ら示した点である。

確かに佐々木の一連の業績は、東北アジア地域を視野に入れながらも、アイヌについては深く追求を行ってはいないという点は課題として残る。しかし、アイヌ研究の側に対しても、佐々木の仕事はパラダイム変換と新たな視点の導入を迫るものであり、大いに評価されてよいと考える。

ところで、これら佐々木の一連の研究と相前後して、黒田信一郎は、ツングースによる罾を使用した小型獣狩猟活動に着目し、それがロシアの毛皮需要に起因した「強制された

狩猟」であったと指摘した(黒田 1991)。ここで黒田は、「強制」という語について、厳密な意義づけを行ってはいない。しかし、これまで狩猟者が自発的に行うというイメージが強かった狩猟活動に、権力の概念を持ち込み、その権力的な「影響」を狩猟「活動」と結び付けて考えたこの黒田の意見は、注目されてよい。

2.4 研究史の小括と本研究の位置

以上、これまで行われてきた先学の仕事をふりかえり、その到達点と課題を私なりに整理してみた。

そうした仕事と、最近の研究動向、例えば佐々木による一連の仕事とを併せて考える時、アイヌ民族の狩猟活動については、歴史的情勢を視野に入れた研究、あるいは毛皮交易論の視点からの研究が、求められているものの1つであろう。

研究史の流れから見た時、本論文は、特にこの佐々木が行っている研究の枠組みの中に位置づけられる、あるいはその延長に位置づけられるものであると認識している。私は、本論文において、アイヌの狩猟活動の中で、特に小型獣狩猟活動に光をあて、その實際を狩猟者のレベルで描いてみることにしたい。次に、それがアイヌにとってどのような意義をもっていたのかについて、時代背景に注意しながら、論じてみようと思う。

3 蝦夷地の歴史的背景—交易の自由が奪われていく過程

その昔この広い北海道は、私たちの先祖の自由の天地でありました。天真爛漫な稚児の様に、美しい自然に抱擁されてのんびりと楽しく生活していた彼等は、(中略)冬の陸には林野をおおう深雪を蹴って、天地を凍らす寒気を物ともせず山又山をふみ越えて熊を狩り、夏の海には涼風泳ぐみどりの波、白い鷗の歌を友に木の葉の様な小舟を浮べてひねもす魚を漁り、花咲く春は軟らかな陽の光を浴びて、永久に囀る小鳥と共に歌い暮して蕨とり蓬つみ、紅葉の秋は野分に穂揃うすすきをわけて、宵まで鮭とる簞も消え、谷間に友呼ぶ鹿の音を外に、円かな月に夢を結ぶ。嗚呼なんという楽しい生活でしょう。平和の境、それも今は昔、夢は破れて幾十年、この地は急激な変転をなし、山野は村に、村は町にと次第々々に開けてゆく。(知里幸恵 1978)

これは知里幸恵編訳『アイヌ神謡集』の序文である。初版本は大正12年の刊行であり、この自序には11年の日付がある。歴史論文ではなく、文学作品の序文であるから、詩的表現はやむをえない。しかし、この場面で描かれた狩猟や漁撈など日々の活動の場面は、「夢は破れて幾十年、この地は急激な変転をなし、山野は村に、村は町にと次第々々に開けてゆく」という言葉から判断すれば、知里幸恵がいただいていた明治以前のアイヌの人々の生活のようすであったのではないだろうか。そして、この書籍が岩波文庫という一般向けの普及書であることを考えると、ここで述べられたアイヌ民族の生活に関する情報が、

広く人々に与えた影響は無視できないものがあったと思われる。

確かに、北海道の開拓が本格的に行われ始め、多くの移住者が住み始めたのは、1869年、開拓使が置かれて以降といつてよいだろう。それでは、開拓使が設置される以前は、蝦夷地（北海道）は狩猟採集民の天国であったのかといえば、そうではなかったという方が正しい。すでに海岸部では日本本土から移住してきた商人たちが漁場を経営しており、アイヌの人々のほとんどがその管理のもとで一年間の大半を労働者として働いていたことは、はっきりと認識しておく必要がある。

また一方、明治以前に蝦夷地の支配を行っていたのは松前藩であるというステレオタイプ化した言いかたがある。確かに、幕藩制国家体制において徳川幕府から蝦夷地支配を認められたのは松前氏であったが、実際には徳川幕府の成立以降、明治政府が誕生するまでの間、幕府が直接蝦夷地の支配を行った時期が2度あった。

本論文が取り扱おうとする民族学的な課題の時代的背景は、まさにこの2度の幕府直轄支配の期間を挟んだ時期である。

この時期のアイヌの狩猟活動について、4以降で詳細な分析に入っていく前に、アイヌ民族を中心とした北海道（蝦夷地）のようす、特に17～19世紀の幕藩制国家のもとでの蝦夷地について、従来の研究をもとにしながら簡単に説明しておくことは、今後の議論の舞台背景をあらかじめ理解しておく上で有効であろう。そこで、歴史学の成果を引用しながら、そのことを簡単に説明しておきたい（以後の記述は、歴史的な事実関係について、特に榎森（1987）と田端ほか（2000）を参照した）。

3.1 松前藩による独占的交易権の掌握と松前地での交易

交易という視点からアイヌ史を見た時の1つの要点は、アイヌ側からすれば、当初は自由に様々な場所に出かけることができたものが、しだいに制限されていく過程にあると考えられる。

14～15世紀頃にはまだ、アイヌの人びとは、彼らが望むところへ行き、望む人々と交易する自由を維持していた可能性が高いと推測されている。

やがて16世紀の終わり、松前藩主であった松前（蠣崎）慶広は、アイヌと独占的に交易する権利を得た。このことは、松前慶広が蝦夷地（北海道）の支配者であることを時の権力者、豊臣氏に認められたことを意味している。

1603（慶長8）年、徳川家康が江戸に幕府を開くや、松前慶広はただちに江戸に参勤し、翌年には松前氏がアイヌと独占的に交易することを認めた黒印状を受けている。また、松前藩は、藩の経済を維持していくための政策として、米の生産に依拠するという他藩の方法ではなく、蝦夷地の産物によるという方策をとった。

この時点、すなわち1600年代初頭（元和期頃）までは、アイヌが松前氏に朝貢するという形で、松前城下での交易が行われていたと見られている。見方を変えれば、アイヌ側に

交易の主体性があったということもできるだろう。

3.2 商場の成立

ただし、松前藩の経済基盤はアイヌとの交易にあったわけであり、やがて、そのための施策が施されることになる。

まず、松前藩は、蝦夷島を和人が居住する「和人地」とアイヌの居住地である「蝦夷地」とに区分し、アイヌや一般の和人が両地域の間を往来することを禁止した。その上で、松前藩は蝦夷地をいくつかの地域に分け、藩主および上級家臣の独占的な交易の場とした。家臣に配分した地域については、それぞれの地域に居住するアイヌと交易する権利を家臣(知行主)に知行として与えた。そこでの交易は、藩主、家臣とも毎年、それぞれが管理する地域に交易船を派遣して、それぞれの地域内に居住するアイヌを相手に行われたのである。この体制はほぼ17世紀中期の寛永年間(1624~1644)に完成をみたとされる(図1)。

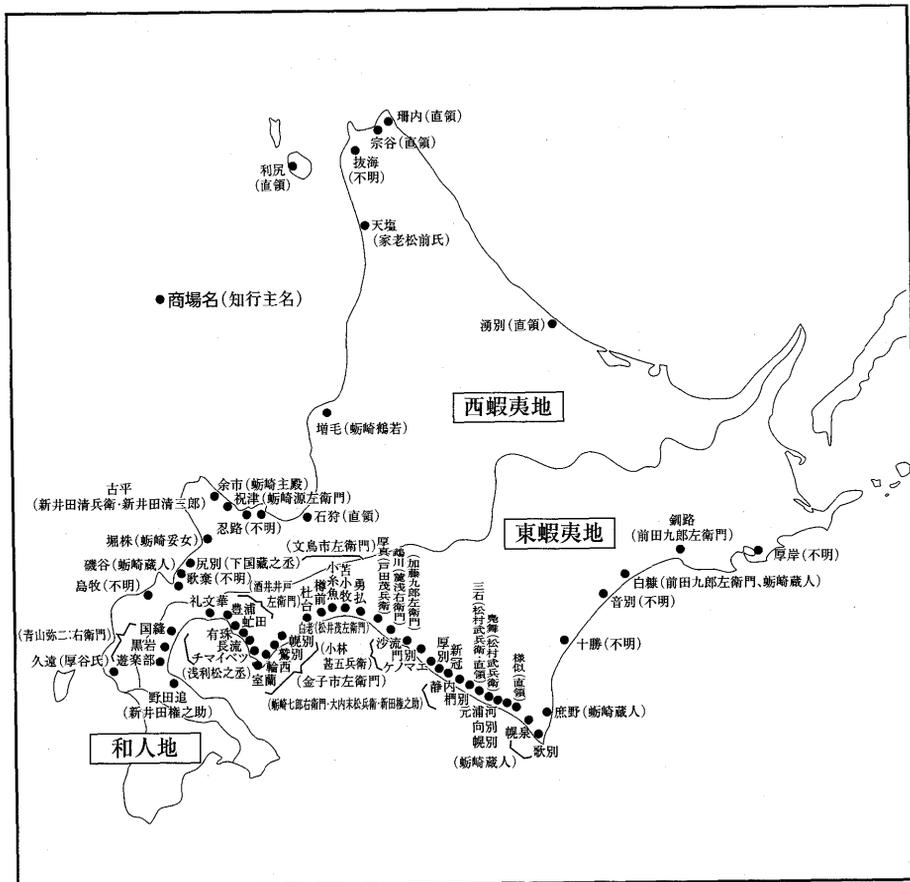


図1 寛文9年(1669年)ころの東・西蝦夷地、和人地と商場の分布(推定含む)(北海道開拓記念館 1999: 16)

それぞれの地域のアイヌたちは、藩主に対する御目見得という政治的な儀礼を除いては、自由に松前に行くことは許されなかった。さらに、交易できる場は、あらかじめ定められた地点だけに限定され、しかも交易できる相手は、その地域を任された特定の和人であったのである。交易の場も、元和期頃までは和人地であったのが、この時期を境に、蝦夷地へと、それも特定の商場へと移ったのである。アイヌ側からすれば、「蝦夷地」の中に封じ込められてしまったことになる。

3.3 場所請負制の成立

18世紀の初め、松前藩はこの交易システムを変える。すなわち、おのおのの交易拠点を取り仕切る知行主（交易拠点を任せられた家臣）が、交易を商人たちに任せ、運上金（税金）を受け取るという方法を認めたのである。この方法は享保年間（1716～36）にその萌芽を見、元文年間（1736～41）には蝦夷地のほとんどの場所に広がっていくことになったとされている。

しかし、すぐにこのシステムは別のものへと変質していく。和人の商人が、任された交易拠点に滞在し、そこで漁業を営むというシステムに変わっていったのである。蝦夷地では、労働力として期待できるのは唯一アイヌの人々のみであった。このため、ほとんどのアイヌの人々は、商人の管理のもとに漁業に従事することを強いられることになった。早くも元文年間には、このような方法をとっていた場所があったことが記録（『北海随筆』）に残されているという。

商人たちにとっては、アイヌが収穫したものと交易するより、現地でアイヌの人々を労働者として使い、自らの指揮により漁業を行う方がより好都合だったのである。別の言葉でいえば、商人にとってはアイヌを労働者として管理する方が、狩猟採集民としてのアイヌと交易するよりも、より経済的であったということになる。

アイヌの人々は、それぞれの上に立つ商人のきびしい指揮監督のもとに、漁場を離れることなく、一年のほとんどを漁業活動に従事せざるをえないことになった。商人にとって交易の相手であったアイヌの人々は、商人によって漁場の労働者へと変質させられたのである。

3.4 場所でのアイヌの人々の労働実態

各場所での産物は、サケおよびニシン、コンブなど海産物が中心であったが、アイヌの人々が従事させられた仕事は、単に漁撈だけではなく、漁の準備や、漁具の手入れ、商人の拠点の整備などさまざまであり、また、そうした労働の期間もほぼ一年中であった。

北海道西南部日本海側のヨイチ場所（現在の余市町を中心とした地域）における1859（安政6）年のアイヌの人々の生活暦について、近世文書をもとに小林真人が行った復元がある（小林 1993: 23）（表1）。これを見ても、一年のほとんどが、漁撈と漁場に関する

表1 安政6年(太陽曆1859年2月~1860年1月)のヨイチ場所におけるアイヌの生活暦(小林 1993: 23)

1月 (2.3~3.4)	2月 (3.5~4.2)	3月 (4.3~5.2)	4月 (5.3~5.31)	5月 (6.1~6.29)	6月 (6.30~7.29)	7月 (7.30~8.27)	8月 (8.28~9.25)	9月 (9.26~10.25)	10月 (10.26~11.23)	11月 (11.24~12.23)	12月 (12.24~1.22)
1 (元立) 2 (立巻)	1 船玉祝 5 (初夜) 14 (彼岸) 17 (春分)	3 節句 15 (土用)	4 (立夏)	5 (菫浦・蓬を専く)	1 (水餅を供える) 21 (土用)	7 七夕(アフレホサイ) 10 (立秋)	5 (二百十日) 15 お月見 24 (彼岸)	9 節句 秋味積取入船津	14 (立冬) 20 29 終子講(冬至)	(大勘定) アイヌ勘定	24 25 28 30 餅弘 門松 大晦日
山仕事	鯡漁釣漁	鯡漁の仕事		海鼠引漁(番人・樽方) 男アイヌ追鮭漁(増毛・古字)	長布刈	秋味漁	アイヌ川舟(上流の飯用鮭漁)	アイヌ秋味漁出稼(石狩・厚田)	山仕事	男アイヌ冬仕事 鯡場用簾・苫拵	
鯡番屋入 アイヌ 軽物獲	冬閉取	荷物木川仕末入	追鮭船手入	網修理 追鮭道具類	女アイヌ夏仕事 ●榨剥 ●鯡繁用茅刈取	山仕事 薪下け ●樽掘割・桁取	鮭漁の余暇 ●老・女アイヌ茅刈 ●女アイヌ簾・葦・苫拵 ●樽權拵 ●鯡場用米搗 ●鯡番屋・葦・廊下・網屋・干場手入 ●冬閉用茅刈 ●鮭小屋手入	冬閉	網修理 軽物獲 (熊・狸・狐・狸など狩獲)		

さまざまな労働に費やされ、自分たちが越冬するための準備に当てることができた期間は、秋のほんのわずかな時期であったことがわかる。地域によっては、一年を通してほとんど働かずくめで、越冬の準備すらできないところもあったという。

さらに、同じく北海道西南部日本海側の高島場所での労働のようすについて、1866年(慶応2年)の記録をもとにした長谷川伸三の研究がある。長谷川の研究については、あとでまた触れることになるので、ここでは概略を述べる。長谷川によると、高島場所では春期のニシン漁の最盛期にはサル(沙流)地方および白老地方から合わせて26名のアイヌが移動させられたという(長谷川 1987)。また、榎森進は1856(安政3)年の十勝場所の労働のようすについて、年中使用するアイヌ約400人の内、100人あまりを日高の幌泉場所へ連れていき、残りの約100人を漁場での労働、約150人を駆通雇、約50人は会所や番屋での雑務として働かせていた例があったことを述べている(榎森 1987: 101)。

ここで、地域による労働形態の差が問題になるかもしれない。あとでも繰り返すが、多少の差はあったにせよ、北海道のほとんどの地域で、アイヌの人びとは同じような労働条件下にあった可能性がきわめて高いと考えたい。幕藩体制国家の中で松前藩の支配下にあったこと、蝦夷地のほとんどの地域で同じ産業が展開していたこと、さらに商人たちは複数の場所を同時に任されていたこと、これらがその理由である。

アイヌ側からすれば、こうした漁場での労働は、彼らが和人と「自由に」交易する権利を制限するものであったことは明らかである。

3.5 19世紀前半の蝦夷地の激動

場所によっては請負商人による過酷な支配が行われたところがあり、そうした支配に対しては、アイヌの人々は戦いをもって抗議することになる。1789（寛政元）年、北海道東部クナシリ、メナシ地方における戦いがそれである。

この戦いは幕府の関心を引きつけることになる。ただし、戦いそれ自体を問題にしたからというよりも、むしろアイヌとロシアとの関係の有無を疑ったからであったという。

（榎森 1987: 98）その後、ロシア使節ラックスマンの来航などを機に、幕府は対策を講ずる必要性を認識し、寛政年間（1789～1800）に蝦夷地は幕府領化されることになる。すなわち、1799年（寛政11年）、知内川以東の和人地と東蝦夷地を直轄（仮上知）とし、1802（享和2）年には同地域を永久上知。ひきつづき1807（文化4）年、松前氏を梁川（福島県）に移封し、和人地と蝦夷地全域を幕府領とした。本論文ではこの期間のできごとを前幕領期と記し、それ以前の松前藩統治時代を前松前藩領期と記す。

この間、幕府はアイヌの人々に対し、日本語の使用や風俗の和風化などを求め、同化政策を積極的に行っている。その一方で、一般の和人がアイヌと直接交易することを、それまでの松前藩の時代（前松前藩領期）同様きびしく禁止していた。

その後、1821（文政4）年、日露間の緊張が緩和されたこともあり、幕府は直轄をやめ、松前藩に復領を命じている。復領後の松前藩は、それ以前の幕府の統治方式をほぼ踏襲した。しかし、以前実施していた商場知行制をとらず、蝦夷地全域を藩主の直轄とし、各場所を場所請負商人に請け負わせ、さらに本来は松前藩が行うべき行政的な仕事まで商人に代行させた。一方、商人はアイヌの労働力を確保するため、人別帳を作成し、人的管理を行うに至った。以後、この時期を後松前藩領期と記す。

その後、再び北辺防備の必要が議論に上り、1853（嘉永6）年ロシアがカラフトを占拠し、また1854（安政元）年、神奈川条約が締結されるや、幕府は蝦夷地の直轄に踏み切らざるを得ないと判断し、1855（安政2）年、東西蝦夷地全域を再び直轄とし、翌年松前藩より受領することになる。本論文では、後幕領期と記す。

この論文で扱うのは、19世紀前半すなわち、2度の幕領期を中心にしたその前後の時期である。この2度の幕領期を挟んで、松前藩と幕府との間には蝦夷地経営に関する業務の引き継ぎが行われる。松前藩、幕府それぞれの経営時期に出された文書は多いが、特に引き継ぎの時点においては、それまでの業務を取りまとめた文書が作成されている。この論文では、そうした文書から当時の蝦夷地における人々の活動のようすを読み取ることを試みたい。

4 軽物の再検討—松前藩あるいは幕府からみた小型獣皮の意味

場所請負商人が納める運上金とは別に、松前藩あるいは幕府（3でながめたように、蝦

夷地の支配は幕府領となる時期がある。松前藩、幕府両者の蝦夷地支配を特に区別せず表現する時、以後、このように併記する)はアイヌの人びとに特定の産物、例えばクマ皮、クマの胆、小型獣の毛皮、ラッコの毛皮、ワシの羽などを要求していたことが近世文書に記載されており、こうした産物について、文書では「軽物」と記して区別されている。そして、この軽物こそ、私が場所請負制下、少なくとも19世紀前半のアイヌの狩猟活動を特徴づけるものの1つであると考えているものである。

ここで、軽物とはなんであったか、ということについて少し考えておきたい。軽物、特に小型獣皮に関する幕府あるいは松前藩の取り扱いについてはすでに先学も言及しているところであるが(例えば高倉 1939)、この論文では、軽物を中心に据え、それとアイヌの小型獣狩猟とのかかわりという視点で、改めて軽物を捉え直すことから始めてみよう。すなわち、先学の研究を参考にしながら軽物に関する記述を文書史料で確認し、次に18世紀~19世紀前半の北蝦夷地(樺太)を含む蝦夷地における軽物をめぐる状況について、特に小型獣皮に注意を払いながら確認しておくことにする。

4.1 「軽物」—各場所に課せられ、漁撈活動とは別に要求されたもの

4.1.1 「軽物」とは何か

これまでの歴史学研究によれば、軽物についてはその起源や名称の由来、意味など未解明の部分が多いようである。軽物をキーワードとして取り扱うならば、まずはじめにその概念の規定を行うべきであるという意見もあろう。しかし、本論文は軽物それ自体を探求するものではなく、その目的はあくまでもアイヌの狩猟活動にある。そのため、ここでは軽物について本論での議論を進めていくのに必要上最小限の確認を行うにとどめることにする。

まず最初に、高倉新一郎の研究に見られる軽物について引用することからはじめよう。

高倉は、『アイヌ政策史』と題する、前松前藩治時代から開拓使・三県・道庁時代にわたる長大なアイヌ史を著している。その中の前松前藩治時代(本論でいう前松前藩領期)に関する章において、次のように説明している。

軽物とはアイヌが狩猟などによって得た「鷲尾、毛皮、熊胆、山丹交易品等」(高倉 1972: 87)であり、蝦夷交易の実務が「商人の手に移っても、直領地の請負は主として新規漁業に限られ、従来の商品(中略)は軽物と称し、領主直取引に属し、商人の取引を許さ」ないものであった(高倉 1972: 87)。そのため、「藩士を上乗役として一、二名商船に乗船」させ、「場所に派遣し、軽物の交換」を担当させ、「抜荷・紛争などのないよう監督」させた(高倉 1972: 87)。ここで上乗とは高倉によると、「蝦夷地の交易を監督するために商船に乗って」場所に赴く役人のことをいう(高倉 1972: 87)。さらに、後松前藩治時代(同じく後松前藩領期)の章においては、「鷲尾・熊胆・熊皮・鮫皮・海獣皮・山旦交易品等特殊産物」であり、「官の専売に属する」ものとし、さらに「北蝦夷地廻り小皮」に

については、それとは別に、「狐皮・獺皮・狢皮等で、官府の専売に属する山旦交易品の代償として山旦人に与えるもの」で、これもまた「官の専売」であり、「一般の売買は許されていない」としている（高倉 1972: 264）。

蝦夷地に関する諸問題に多くの論文がある近世史研究者菊池勇夫も、1828（文政11）年後松前藩領期当時のネモロ場所における年中行事を分析する中で、軽物について言及している。ここでは特に軽物の流通に関する部分を引用しよう。

アイヌから軽物を買上げる際には、「会所が介在するとはいえ、請負人の商売品とはならず松前藩が独占して買上げるもの」（菊池 1991: 204）であって、購入には「会所が当たり、会所が購入した元値段で藩が買上げ」（菊池 1991: 205）るものという。なお、会所とは、東蝦夷地における幕府仮上知期に、それまでの松前藩領期における運上家をこう呼んだもので、幕吏を駐在させた。西蝦夷地においては運上家と呼び続けていた。

さて、ここでいう山丹交易品とは、アムール川下流、樺太地域の諸民族との交易により、アイヌの手に渡った中国産の絹製品や玉類などをさす。また山丹人とはそうした交易を担ったアムール川下流域の民族をさしている¹⁾。高倉がこれら山丹交易品を軽物に含めている点は注意しておきたい。こうした産物は、当初、北海道北部や樺太のアイヌが、自ら樺太、場合によってはアムール川下流域にまで出かけ、交易して得たものである。そこで交易したものを、さらに軽物として松前藩に提出していたのである。このような交易はアイヌに負債を抱えるものがふえるという状況を生み、前幕領期に至り、山丹交易品はすべて幕府（以後、松前藩復領後は松前藩）の管轄するところとなる。そのことについては、後で史料をもとにしながら詳しく触れる。

4.1.2 軽物を集める「場所」

次に、高倉や菊池の意見を、実際の資料で確認しておこう。

今日まで残っていたさまざまな記録類の中には、軽物の内訳およびその買い上げ値段について記述したものがあつた。例えば、以降、本論文で中心的に分析する西蝦夷地のヨイチ場所の例をあげると、後幕領期の1857（安政4）年丁巳十月、『御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊御手附御調役下役増井市蔵様江右簾々書閉込一冊書上』の中に、運上家より差し出した次のような文書がある（安間純之進東西蝦夷地廻浦の節諸取調書上 1985: 1366-1367）。

御軽物直段附書付

一、大熊膽

一、同皮

上膽 一

同皮一枚添

代 米四斗

一, 中熊膽		
同 皮		
中膽 一		
同皮一枚添	代	米三斗二升
一, 下 同		
同 皮		
下膽 一		
下皮一枚添	代	米二斗四升
一, 野熊膽		
同 皮		
野膽 一		
同皮一枚添	代	米四斗
一, 中 同		
同 皮		
中膽 一		
同皮一枚添	代	米二斗四升
一, 下 同		
同 皮		
下膽 一		
下皮一枚添	代	米一斗六升
一, カイ熊膽 一		
同 皮一枚添	代	米八升
一, 獺 皮 上一枚	代	米二升五合
一, 同 中一枚	代	米二升
一, 同 下一枚	代	米一升五合
一, 狐 皮 上一枚	代	米二升
一, 同 中一枚	代	米一升五合
一, 同 下一枚	代	米一升
一, 狸 皮 上一枚	代	米一升一盃
一, 同 中一枚	代	米一升
一, 同 下一枚	代	米三杯
一, ホイヌ皮 一枚	代	米一杯

ノ

右の通御座候 以上

己十月

ヨイチ

運上家

内容を確認すれば、少なくともこの時点でのヨイチ場所では、クマ皮、クマの胆、カワウソ皮、キツネ皮、タヌキ皮、テン皮が、軽物としてあげられていたということになる。

また、他の交易品とは明確に区別されて記述されている。このことは同じ文書綴1857年（安政4年）丁巳十月『御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊御手附御調役下役増井市蔵様江右簾々書閉込一冊書上』の中に次のような一節があることから理解できる（安間純之進東西蝦夷地廻浦の節諸取調書上 1985: 1372）。

土人ヨリ産物買入直段書上

一、煎海鼠	三百ニ付	代米八升入一俵
一、白干鮑 大 中 小	五百ニ付	代米 前同断
一、外割鮓	八束ニ付	代米 前同断
一、鮭	十束ニ付	代米 前同断
一、干白子	一樽ニ付	代米 前同断
一、干数子	一樽ニ付	代米 前同断
一、笹目	二十一貫目ニ付	代米 前同断
一、秋味	四束ニ付	代米 前同断

但 秋味積取出船後は 五束ニ付米八升入一俵ニ買入仕候

右の通御座候

己十月

ヨイチ

運上家

ヨイチ場所では、煎海鼠、白干鮑、外割鮓などの他、秋味（鮭）は軽物の範疇には入らない、それ以外の産物とされていたのである。

それでは、ヨイチ以外の場所ではどうだろうか。その例を、同じく後幕領期の1857年（安政4年）に箱館奉行堀利熙が東西蝦夷地と北蝦夷地を巡検した際、随行した玉蟲左太夫誼茂がその時の状況を記録した『入北記』に求めてみよう。

『入北記』には同じような書式で軽物の買い上げ値段が記載されている。場所名のみ記してみよう。

トママイ（苫前）、テシホ（天塩）、ソウヤ（宗谷）、樺太クシユンコタン（楠溪）、樺太シラヌシ（白主）、エサシ（枝幸）、シヤリ（斜里）、子モロ（根室）、アツケシ（厚岸）、クスリ（釧路）、トカチ（十勝）、ホロイツミ（幌泉）、シヤマニ（様似）、ウラカワ（浦河）、

ミツイシ (三石), シツナイ (静内), ニイカツ (新冠), サル (沙流), ユウフツ (勇払), シラライ (白老), ホロベツ (幌別), モロラン (室蘭), ウス (有珠), アフタ (虻田), ヤムクシナイ (八雲)

以上25場所について軽物の記載がある(入北記 1992)。そこで買い上げられていた軽物のうち、毛皮獣についてまとめたものが表2である。

表2を見ると、少なくとも後幕領期においては、北蝦夷地(樺太)を含め、東蝦夷地、西蝦夷地のほとんど全域で軽物が買い上げられていたことは明らかである。このことにより、ヨイチ場所は例外として扱うべきではないことになる。また、史料は例示しないが、軽物とその他の産物とが区別して扱われていたこともヨイチ場所と同様である。

ここで注意しておきたいことは、『入北記』に見られる各場所での軽物の内容は、ヨイチ場所とおなじように、毛皮類が中心であることである。この軽物買い上げ値段表に見られる産物が、その場所において買い上げられていたものすべてであったと断定はできないが、特にカワウソ、キツネ、テンの項目は必ずといってよいほど見られる。モロラン場所

表2 安政4年(1857年)に軽物として松前藩側へ提出された毛皮獣(『入北記』をもとに作成)

場所 \ 獣種	カワウソ	キツネ	テン	クマ	チョウザメ	アザラシ	タヌキ	オットセイ
トママイ	○	○	○	○				
テシホ	○	○	○	○				
ソウヤ	○	○	○	○	○	○		
クシユンコタン	○	○	○	○		○		
シラヌシ	○	○	○					
エサシ	○	○	○	○	○	○		
シヤリ	○	○	○	○	○	○		
子モロ	○	○	○	○	○	○		
アツケシ	○	○	○	○	○	○		
クスリ	○	○	○	○	○	○		
トカチ	○	○	○	○				
ホロイツミ	○	○		○				
シヤマニ	○	○	○	○				
ウラカワ	○	○		○				
ミツイシ	○	○	○	○			○	
シツナイ	○	○	○	○			○	
ニイカツ	○	○	○	○			○	
サル	○	○	○	○				
ユウフツ	○	○	○	○			○	
シラライ	○	○	○	○				
ホロベツ	○	○	○	○			○	
モロラン	○	○	○					
ウス	○	○	○	○		○	○	○
アフタ	○	○	○	○			○	
ヤムクシナイ	○	○	○	○		○		

などは、クマの胆やクマ皮についてはリストになく、カワウソ、キツネやテンなど小型獣しか見られないほどである。このことは重要であると考えているが、この獣種については後(4.2以降)で詳しく議論する。なお、同じ毛皮でも、例えばクスリ場所やトカチ場所などではシカ皮が交易されていることも記されているが、シカは軽物の範疇には含まれておらず、別に項目立てされている。このことにも注意しておく必要がある。このシカ皮については、4.2.2で触れる。なお、先のヨイチ場所に関する文書、および『入北記』文書が記録された1857年(安政4年)は、北蝦夷地(樺太)を含めて蝦夷地のほとんどが幕府領になっている時期(後幕領期)であることを確認しておく。

軽物について、さらに議論しなければならないことがいくつかあるが、まず最初に軽物の特質から確認していこう。

4.1.3 軽物の性質—藩主が要求し、買い取るもの

4.1.1で確認した高倉や菊池の指摘のように(高倉 1972: 87; 菊池 1991: 205), 軽物の売買では狩猟者であるアイヌがまず産物を場所の請負商人に売り、それをそのままの価格で松前藩や徳川幕府藩が買い上げるのである。²⁾

このことは、次の文書でも明らかである。前松前藩領期である1785年(天明5年)から86年(天明6年)にかけて、幕府は普請役山口鐵五郎らに命じて、蝦夷地の大規模な調査を行わせた。その調査をもとに幕府は蝦夷地関連の資料を一括集成した。『蝦夷地一件』と題されたこの史料の中に、『蝦夷地の儀、是迄見分仕候趣申上候書付』(1786(天明6年))があり、そこには次のような一節がある。

- 一 軽物と唱、志摩守方え取上げ売買には不為致由の真羽 青玉 錦の類は(中略)右の外獵虎皮、熊胆 熊腦の類も軽物と唱、右同様の取計に御座候処、(以下略)(蝦夷地一件 1969:337)

軽物というものは、志摩守(松前氏)が取り上げるものであり、売買するものではない。また、ラッコやクマの胆、オットセイなども軽物であり、同じように取り扱うものであるというのである。そして、それらをアイヌが請負商人と売買することは禁止されていた。例えば同じ『蝦夷地一件』の中の『松前志摩守家来差出候答書写』(1784(天明4年))に次のような記述が見られる。

都て右類は軽物と唱、請負の者交易仕候儀は堅禁止に申付置(以下略)(蝦夷地一件: 1969: 310)

ところで、「買い上げる」といっても、その実際は、相互の利害関係の上に成り立った経済的な「商売」ではなく、その場所場所のアイヌとその場所を支配する商人の双方に対する幕府あるいは松前藩の「要求」であった。

幕府や松前藩が軽物を要求した例を、文書に見てみよう。各場所を、松前藩あるいは幕府の役人が見回り、場所内の役蝦夷を呼び集め、役人および請負人よりアイヌへ酒、食事を饗応し、物品を与え、併せて法度書の申し渡しを行った。この儀式をオムシャと呼ぶ。オムシャでの申し渡しの記録は各地に多く残っている。場所、地域によって多少違うとされるが、軽物についてはどの申し渡しの文書にも見られるようで、内容は「軽物出産に精出し、増産に努め、密売等は固く禁ずること」（高倉 1972: 215）であったという。

例えば、先にあげたヨイチ場所での例として、1830（文政13）年の『ヲムシャ申渡』には、

- 一、軽物の儀 前々被仰渡候通 年々出増候様致 出精可申候事（文政十三年（天保元年）寅年書類 1985: 285）

とあり、また、同じヨイチ場所、1855（安政2）年6月『定例ヲムシャ申渡書上』の中も、

- 一、御軽物の儀 前々被仰渡候通 年々出増候様可致出情の事（年中取扱向書上 1985: 1226）

というものがあつた。軽物は年々出すものであること、そしてこのことは前々から伝えてあることだということである。この2つの文書は、前者は後松前藩領期のもので、後者は後幕領期へ移行する時期のものである。したがって、書かれている内容は、後松前藩領期の実態を示していると考えてよい。

また、高倉が『アイヌ政策史』中に引用する1850（嘉永3）年（後松前藩領期）の磯谷（北海道西南部日本海側）の例として、次のようなものがある。

- 一、御狩物（軽物：筆者注）の義は前々より出増の儀、堅く申渡置候得共、近頃は出不足に相成候間、其方共より平夷人どもへ急度出増出精可為心掛事（高倉1972: 215）

ここでも、前々からきつくいってあるにもかかわらず、最近では軽物の出が少なくなつた。アイヌの人々へ軽物の増産を心掛けるようにと伝えよということである。

これらの史料から判断して、松前藩や幕府が各場所の商人およびそこで働くアイヌの人びとに軽物を要求していたことは明らかである。

4.2 樺太へ運ばれた小型獣毛皮—なぜ「小皮類」は必要だったのか

ところで、後幕領期の『入北記』記事において、軽物の中にカワウソ、キツネ、テンなど小型獣の毛皮がほとんどといってよいほど含まれていることはすでに注意しておいた。このことは、少なくとも後幕領期には、こうした小型獣皮がほぼ蝦夷地全域から集められ

ていたことを示していると考えたい。この論文では、以後軽物の中でも、特にこのカワウソ、キツネ、テンという小型獣たちに焦点を当てていくことになるが、これらの小型獣こそ、私がこの時期のアイヌの狩猟活動を特徴づけることになると考えているものである。

アイヌの社会におけるこれら小型獣狩猟の実体にアプローチするのは、もう少し待つこととして、こうした小型獣の毛皮が何に使われていたのかについて、いくつかの史料や先学の研究をもとにしながら確認しておこう。

4.2.1 軽物の中の小型獣皮 — 「北蝦夷地廻り小皮」について

特に「北蝦夷地廻り小皮」という記述が見られることについて、高倉が、それらは「狐皮・獺皮・狍皮等」であり、「官府の専売に属」し、「山旦交易品の代償として山旦人に与えるもの」であるとしていることはすでに述べた(高倉 1972: 264)。菊池も、「軽物・小皮類は、幕府への献上を始め領主間の贈答などに利用され—(中略)—北蝦夷地(樺太)に回送され山旦交易に使われ」るべきものであったと述べている(菊池 1991: 204)。ここで、軽物の中でも特に「北蝦夷地廻り」の「小皮」に焦点を当ててみよう。

実際、古い文書にも、樺太方面へ毛皮を運ぶということが書かれている。

1821(文政4)年、徳川幕府が直轄期(前幕領期)を終え、松前蝦夷地を松前藩に返すのであるが、実際松前藩が領地を受領したのが翌年の1822(文政5)年であった。その時の引継書の控えと思われる書類『文政五午年四月箱館申送書并箱館町役人其外在々被下品物書付控 沖之口規定書 全』に、次のように書かれている。

- 一 山靱交易に相成候小皮類、東蝦夷地ノ分其場所ニテ取集メ、毎年三月頃迄ニソウヤヘ差立テ、同所ニテ取揃ヘ、北蝦夷地ヘ相廻シ来ル(文政五午年四月箱館申送書并箱館町役人其外在々被下品物書付控 沖之口規定書 全 1974: 77)

この書類によれば、小皮類は各「場所ニテ取集メ」られ、ソウヤで「取揃ヘ」られてから北蝦夷地(樺太)へ持ち込まれ、交易されていたということが申し送られていることがわかる。

ところで軽物、特に小型獣皮の買い上げ値段に関して、4.1.2で見た2つの文書、つまりヨイチ場所での買上値段と玉蟲左太夫の『入北記』はどちらも1857(安政4)年の後幕領期に記録されたものであったが、この文書はそれより古くさかのぼる。すなわち、この文書は遅くとも1822(文政5)年にはすでに小皮類が集められ、北蝦夷地(樺太)へ運ばれていたことを示しているのであるが、蝦夷地の支配が徳川幕府から松前藩へ引き継がれる時のものであることを考えれば、実際は1822年より以前の前幕領期にはすでに軽物としての小皮類が集められ、樺太へ運ばれていたことを示していると考えてよい。

それでは、小型獣皮は、いったいつごろから、また、なぜ集められなければならなか

ったのだろうか。このことについては後に議論することにして、先に樺太に渡った毛皮がどうなるのかについて検討しておくことにしたい。

4.2.2 樺太における毛皮交易の実態

以上見てきたのは、軽物、特に私が注目する小型獣の毛皮類が蝦夷地において集められていたことを示す文書が中心であった。ここで、見方を変えて、そうした軽物が、確かに、樺太に渡っていたことを文書で確認しておこう。さらに、樺太へ渡ったものが軽物の中でも、どのようなものであったのか。本当にカワウソ、キツネ、テンの毛皮は運ばれていたのか、またそれがどれだけ運ばれたのかについても検討しておこう。

1855（安政2）年、徳川幕府は松前城および城付地を除き、北蝦夷地を含む蝦夷地全域を直轄とし、箱館奉行の管轄下におく（後幕領期）。この時の引き継ぎ書類『北蝦夷地御引渡目録』が残っており、海保嶺夫が解説および論考を加えながら翻刻している（海保1991: 十三-六六。以後、史料として引用する場合は「北蝦夷地御引渡目録」とする）。この史料は、したがって、後松前藩領期（1822～1855）の樺太支配のありかたを示していることになるが、その『目録』中にある『丑年山鞆交易品調書』（北蝦夷地御引渡目録: 二九-六三）には、1853（嘉永6）年、シラヌシ会所で行われた山丹人と松前藩との交易の全容が記録されている。そこに記された交易品目を海保が表にしているのので、それを見てみよう（海保1991: 八）。

それによると、松前藩から山丹人に渡ったものは皮類の他、鍋類、鑊、鐺である。皮類の内訳は、カワウソ皮1265枚、キツネ皮588枚、テン皮（樺太産、北海道産合わせて）582枚となっている。また、山丹人から松前藩が買い入れたものは中国産の織物、蝦夷錦反物および竜文服、玉類、鷲羽、キセル、火打ちなどである。（表3、表4参照）

これにより、後松前藩領期には確かに樺太（白主）に小型獣の毛皮が持ち込まれていたことは明らかである。と同時に、持ち込まれた「小皮類」の内容も明らかになった。すなわち、それらはカワウソやキツネ、テンなどである。これらの小型獣は先に検討した後幕領期の状況を示す2つの文書、すなわち1857（安政4）年の『御組頭安間純之進様東西蝦夷地御廻浦被遊御手附御調役下役増井市蔵様

表3 嘉永6年（1853年）に樺太シラヌシにおいて交易された物品（松前藩から山丹人へ渡ったもの）（海保1991: 八）

皮類	獺皮	1,265枚	
	狐皮	588枚	
	貂皮	樺太産	258枚
		北海道産	324枚
小計		582枚	
鉄製品	鍋類	四ツ耳大鍋	5枚
		四ツ耳中鍋	2枚
		四ツ耳七升焚鍋	6枚
		五升焚鍋	1枚
		三升焚鍋	2枚
		二升焚鍋	5枚
		一升焚鍋	5枚
	小計	26枚	
	鑊（やすり）	58挺	
	鐺（ちょうな）	5挺	

表4 嘉永6年(1853年)に樺太シラヌシにおいて交易された物品(山丹人から松前藩に渡ったもの)(海保1991:七)

山	蝦夷	丹	服	7着	
			文様	花色竜形	284尺
				紫色竜形	257尺
				紺地竜形	89尺
				桃色竜形	52尺
				黄色小竜形	41尺
				鼠色竜形	22尺
				鳶色竜形	24尺
				桜色竜形	23尺
	小計	792尺			
	錦	非竜形文様	赤地牡丹形	1,837尺	
			白牡丹形	42尺	
			萌黄菊形	40尺	
			紺地雲形	84尺	
			紺地菊形	18尺	
黄カシンタ			72尺		
縞			10尺		
小計	2,103尺				
合計	2,895尺				
毛	氈	2枚			
段	通	4枚			
バ	ン	タ	28枚		
玉類	小玉	青色玉	1,904連		
		白色玉	77連		
		飴色玉	10連		
		小計	1,991連		
	中玉	515個			
鷺羽	真羽	376羽			
	粕尾	93羽			
	薄氷	8羽			
	マシホ	7羽			
小計	484羽				
煙管	10本				
火打	7個				
牙	1本				
参考					
代価	貂皮	4,422枚分			

江右簾々書閉込一冊書上』(余市町史1985:1366-1367)および同年の『入北記』(1992)の中で、軽物の項目としてあげられていた獣種とまさに一致している。

また、蝦夷地各場所での軽物買上のリストに見られたクマ皮およびクマの胆は、樺太へは運ばれてはいないことも同時に明らかとなった。このことにも注意すべきである。ここでクマ皮やクマの胆について触れておくと、例えば松前藩に関する年代記の1つである『松前年々記』(松前年々記1974:51-90)の中に、幕府に献上した物品を記録した部分にクマ皮や鷺羽、ラッコ皮などがたびたびあげられている。各々の引用は控えるが、このことは、軽物のうちクマや鷺羽は徳川幕府への献上品として使われたことを示している。また、軽物外の商品として、いくつかの場所でシカ皮が買い上げられていたことが『入北記』(1992)中に見られることについて、4.1.2ですでに指摘しておいたが、これらのシカ皮もまた樺太へは運ばれてはいない。

後松前藩領期に松前藩によって樺太に持ち込まれ、北方の諸民族(山丹人)と交易された毛皮類はクマやシカではなく、カワウソ、キツネそしてテン、すなわち小型獣の毛皮であったことを、確認しておきたい。ところで、この『北蝦夷地御引渡目録』が示しているのは、それだけではない。松前藩によって樺太シラヌシに持ち込まれた小型獣の毛皮は、そこで中国産の絹製品やガラス玉などと交易されていたということも重要である。少なくとも、1855(安政2)年に記録された『北蝦夷地御引渡目録』(1991)による限り、松前藩はアイヌから得た小型獣の毛皮をもとに北方交易に従事し、富を得ていたといえることができる。

幕末期、蝦夷地全域を探検した幕吏松浦武四

郎が1850（嘉永3）年頃から1860（万延元）年ころにかけて書き残したとされている『蝦夷山海名産図会』にも、

獺・狐・ホイヌ

右之三品を山旦人交易に遣すが故に、此地にて商売を法度し、御軽物と号て土人ども捕るや直ニ会所に納む。（蝦夷山海名産図会 1997: 402）

という記述が見られる。松浦武四郎がこの書を著した時期はちょうど松前藩の直轄（後松前藩領期）から後幕領期に移る時期であるため、ここで「山旦交易に遣わした」のがそのどちらであるかはわからない。しかし、蝦夷地の事情を熟知していたと考えてよい松浦武四郎がそれを厳密に区別してはいないということは、松前藩領、幕府領いずれの時期にも共通していたいわば「一般的な」事実であった可能性がある。すなわち、後松前藩領期、後幕領期を通して、松前藩や徳川幕府は山丹交易によって利益を上げるためにこのような軽物を幕府あるいは藩の買い上げとし、アイヌや商人がそれを自由に売買することを厳しく禁止（「売買を法度」）したのである。³⁾

さらに、この時期には松前藩は樺太での取引に際してアイヌと山丹人との直接取引も取り締まっている。先に見た1855（安政2）年の『北蝦夷地御引渡目録』の中に、『北蝦夷地ヲムシャ申渡書写』があり、そこに、

一 山艱人共年々為交易当所江罷越候二付、前々方申渡候通、私ニ相交候儀決而不相成候（以下略）（北蝦夷地御引渡目録 1991: 二五）

とある。つまりこのことは、海保も指摘するように、少なくともこの時点では山丹交易が山丹人と松前藩との交易であることを示している（海保 1991: 三）。なお、この意見は、別の意味で重要であり、後で詳しく触れることにする。

4.3 幕府あるいは松前藩による軽物毛皮管理の歴史

では、いつ頃から、またなぜ幕府あるいは松前藩は小型獣の毛皮を軽物として要求し始めたのだろうか⁴⁾。このことは、先に問題として残したままであったが、アイヌの狩猟活動を歴史的に考えていく上で重要であるため、ここでこのことを確認しておく必要がある。

高倉によると、すでに元朝は、黒竜江地方に勢力を伸ばしその地域の有力者の貢納する毛皮（クロテン皮）を集めるとともに、官服、玉類などを下賜し、必要品の交易を行ったという（高倉 1972: 158）。高倉は詳しい年代を明記してはいないが、「こうしたものを手に入れた下流の土人」はそれら中国産物資を樺太へ運び、樺太のアイヌと「中国人の欲する貂皮」とを交易した。アイヌはさらにそれをソウヤあるいはシラヌシへと運び、日本製

物資と交易したという（高倉 1972: 158-159）。

ところで、この高倉の説明では、樺太における毛皮交易の実態が描かれているようであるが、ここには松前藩も幕府も登場しない。先ほど見てきたこととは一見相容れないようにも見える。このことをはっきりさせるために、もうすこし、歴史をさかのぼって考えてみることにする。

4.3.1 アイヌが自由に行った山丹交易

前松前藩領期である1717（享保2）年に松前地を訪れた幕府巡見使の一行が編集した『松前蝦夷記』によれば、

一、年々夷仁松前志摩守 仕出来候事

五月末より六月にかけ段々罷越候、其節夷仁差置申候ところ浜辺に小屋懸いたし差置候由、尤其所々乙名と申頭立たる者斗、大方夫婦連ニ而罷越候よし、船ニ而喰物等茂持参右仮立小屋ニ而手煮仕給申候よし、為土産

熊ノ皮 干鮭 魚ノ油

等之類其所之品何ニ而も一品二品宛持参申候、右夷仁夫々志摩守屋敷庭江呼出シ、礼請ケ申候よし、罷出候節一人宛志摩守家来召連罷出ルよし、二三日も致逗留罷帰申よし、罷帰候節従志摩守方送り物米或食物之類遣し申よし、（以下略）（松前蝦夷記 1974: 388-389）

とあり、また、

一、蝦夷地より渡ル青玉ノ緒留・唐木綿・菊とち鮫・純子類・朝鮮綸子等総而唐物之類は蝦夷地之内そうやと申所江近からと嶋と申所方渡り申由（松前蝦夷記 1974: 390）

とある。アイヌが松前城下へ来て交易するウイマムの様子を描いたものであろう。1717年頃にはアイヌは、熊の皮、干鮭、魚油の他、樺太から渡ってきた青玉などを土産として持参し城下を訪れ、領主よりその代償として贈り物を受けていたが、高倉の説明によれば、ウイマムというのはこのことをさすという（高倉 1972: 83-84）。この時期はまだ場所請負は成立していないとされているが、蝦夷人が松前城下まで交易に赴いていたことが記されている。

ここで青玉の緒留、唐木綿、菊とち鮫、純子類、朝鮮綸子などは樺太からソウヤへ渡ってきたものであると記されている点は注意しておきたい。しかし、ここでは松前藩とアイヌとの間で小型獣皮がやりとりされたという記述はない。

年代は下って場所請負が成立して以降の様子を見てみよう。すでに引用してきた『蝦夷地一件』の中に、1784（天明4）の日付がある『松前並蝦夷地の儀に付及承候趣申上候書

付 写』がある。同じく前松前藩領期であるが、そこには、

産物の儀は、右鯡 鮭両品に相続き、箱館海辺より昆布多く取候て差出、外に干鮑 煎海鼠 鱒
鹿皮 熊皮 魚油 其外品々、亦是軽物と申錦類 青玉 鷺羽 狐虎 熊胆など申候、(以下
略) (蝦夷地一件 1969: 300)

とある。

クマの毛皮(「熊皮」)が産物扱いされているのは検討を要するが、ここでは錦類、青玉、
鷺羽、ラッコ(「狐虎」)、熊胆などが、すでに「軽物」として明記され、他と区別されてい
ることに注意しておきたい。しかし、ここでも小型獣皮については一切言及がない。

さらに、同『蝦夷地一件』中、1784(天明4)年(前松前藩領期)の『蝦夷地の儀に付
申上候書付』には、

- 一 献上仕来候、虫巢玉 真羽 其外蝦夷錦等は異国の品にて、前々より遠蝦夷の島々より持来
り其場所の蝦夷共差出、上乘のもの持参いたし候儀にて、都て右の頃は軽物と唱、請負人共交
易仕候儀は堅禁止申置候由 (蝦夷地一件 1969: 308)

とある。ここでは、虫巢玉、真羽、蝦夷錦などが「異国の品」であると認識されているこ
と、それらを「其場所の蝦夷共」が差し出し、官吏である「上乘のもの持参」するもので
あること、さらにそれらを「軽物」と呼んでいることが明記されている。確認しておけば、
場所請負人が軽物類を直接に交易することは禁止されていたが、このことはすでに史料を
もとに論述したところである。

また、同『蝦夷地一件』中、1786(天明6)年(前松前藩領期)の『蝦夷地の儀に付申
上候書付』には、

- 右カラフト島蝦夷人共はサンタンえ渡候。マンヂウえも罷超、真羽 青玉 錦類を持帰り、ソウ
ヤにて交易いたし候趣に (以下略) (蝦夷地一件 1969: 329)

とあり、同じく『蝦夷地一件』中、同年の『蝦夷地の儀、是迄見分仕候趣申上候書付』に、

- 一 軽物と唱、志摩守方え取上げ売買には不為致由の真羽 青玉 錦の類はカラフト島の蝦夷人
共、サンタンと申候所より交易いたし、本蝦夷地ソウヤえ持渡候を、請負人共に買取為置、彼
上乘のもの罷越候節取来 (以下略)
- 一 カラフト島は、(中略)西の方はナヨロと申候所、船着場も宣敷、蝦夷も多く住居仕罷在、同
所よりサンタンえ相渡交易仕、サンタンのもの共もナヨロ迄は商ひに罷越候由。ナヨロのヤウ

チウテイと申候酋長を頭取として、同所蝦夷共サンタンえ年々相渡、彼軽物と唱候真羽 青玉 錦 十徳の類取来、本蝦夷地ソウヤえ持渡、米、麴、煙草の類と代替申候。(蝦夷地一件 1969: 337-338)

とある。これを見ると、前松前藩領期の18世紀頃の樺太での交易のようすがある程度具体的に見えてくる。樺太のアイヌが山丹へ交易に出向き、真羽、青玉、錦、十徳などを入手したこと。そして、ソウヤにおいて、松前藩側と米、麴、煙草と交易していたことがわかる。一方、ここでもキツネ、カワウソ、テンなど小型獣皮についてはまったく記述がない。このことは注意してよい。つまり、これらの史料に見る限り、まだ松前藩は樺太での北方交易に表面上は直接関与しておらず、樺太のアイヌが自ら山丹人と交易を行い、さらにそれをソウヤなどに持ち込み、さらにそこで請負人と交易していたことが読みとれるのである。松前藩が関与し、把握しているのは、少なくとも文書上では、ソウヤでの交易以後の物資の流れである。

ところで、以上の史料から樺太のアイヌの人々が、そうした真羽や青玉、錦類などを「サンタンえ渡」り、あるいは「マンヂウえも罷超」して「交易」してきたことはうかがい知ることができるが、それらの文書中には山丹において何と交易したのかについてはまったく記述がない。そこにどのようなシステムが存在したのかについては先に引用した史料からは読み取れないのである。しかし、後述のように、樺太アイヌが山丹人との交易に利用したものは小型獣皮であったと考えてまちがいない。ただし、ソウヤでの交易は「米、麴、煙草」とのみ記されていることに注意しておきたい。恐らく小型獣皮は樺太アイヌが自ら集め、その分だけを山丹と交易していた可能性が高い。

繰り返し強調しておくが、ここで重要なことは、18世紀の段階では山丹地域での交易には松前藩が関与していなかったこと。さらに、かかわっていたのはソウヤ、樺太のアイヌに限られていたこと。この2点である。

その後、蝦夷地をめぐるロシアとの緊張が高まる中で、幕府は寛政の戦い(クナシリ・メナシの戦い)の後、松前藩に北方の警備を命じた。松前藩は1790(寛政2)年にはシラヌシに運上家を建て、樺太場所を開設することになる(高倉 1972: 128)。

シラヌシ運上家開設以後の1801(享和元)年、カラフトを訪れた幕吏中村小市郎と高橋次大夫が残した記録「唐太嶋見分仕候趣左ニ奉申上候」には、当時のカラフトにおける交易の記述が見られる(休明光記附録巻之七 1936: 816-836)。

ナヨロより奥場所之夷ハ、其場所々ニおゐて、山丹夷或は同嶋之夷人同士交易いたし、諸事弁用仕候様相聞候。且右ナヨロ乙名ヤエンクルアイノは、親時代より折々山丹江も相渡候趣ニ付、唐太奥地より山丹渡場之様子等相尋候処、一兩年ハ彼地江も不相渡、去午年三月末人数五人乗組出船仕、嶋灘伝を段々搔送、唐太ナツコと申所より、山丹地モチツツと申所江一日ニ相渡、夫より

沼越、右之統之川路を乗下、マンコ川キンチマと申所へ出、満州人に通弁いたし候。チラウと申夷相雇、同川筋浜、ウチヤラと申所ニ着、同所へ満州之船五艘着船いたし居、頭分兩人は右船に住居、其外七八人之ものハ川縁陸地に、木の皮等を以相囲申候仮小屋相建住居罷在、食事拵等は右小屋より仕出し候様子ニ而、…(中略)…右チヨロ、ヤエンクルアイノより任仕来持渡候保犬之皮黒毛上之分拾枚、頭分兩人江為土産、差出候処、満州人よりも右為会積、錢、古着、木綿十反送、酒など給させ候よし。其外渡り候獺、狐、貉、犬之皮と段切、木綿、玉、きせる、たばこ等之類等交易いたし、八月末ニ帰嶋仕候趣申聞候。(休明光記附録卷之七 1936: 829)

ここでは、去る午年(1801年の直前の午年は、1798(寛政10)年)にカラフトナヨロのヤエンクルアイヌが山丹地域のウチヤラ(現在のアムール川左岸にあるボロン湖の湖口近くにあったと思われる集落。佐々木史郎氏のご教示による)というところまで赴き、そこで来航していた満州人たちにクロテン(保犬)を渡して「錢、古着、木綿十反送、酒」を受け取ったこと、また持参したカワウソ、キツネ、タヌキ、イヌ(犬)の皮を、「段切、木綿、玉、キセル、たばこ」などと交易したことが聞き取られている。同じく、同文書には、

唐太夷並宗谷之夷山丹夷と交易之儀は、何拾ヶ年以前より之義ニ御座候哉、夷人は勿論、此節唐太江詰居候ものも尋候処、難相分、白主へ勤番所並運上屋不相建以前迄ハ、唐太之夷人並宗谷よりも乙名ども唐太へ相渡し、山丹夷も交易いたし、錦段切、十徳、古着、玉、鷺之羽、きせる等ハ則宗谷江持渡り、軽物と名付、松前家役人江差出し、右之内献上之品も御座候よし。木綿、煙草等之類ハ唐太夷用ひニ相成候義ニ而、山丹夷持渡り候品々為差本邦要用之品も不相見、縦令交易之儀無御座候とて、聊差支候儀有御座間敷哉ニ候得ども、満州よりも年来山丹迄持来り、夫々交易弁用仕、山丹夷ども旧来交易にも相互に弁用仕来候ニ付、今更交易御差止め等相成候而ハ、彼国之ものども難儀可仕、殊ニ是迄山丹夷江交易ニ相渡候は獺、狐、貉、保犬右四品ニ限候ニ而、是又其年々夷地之内にて集候分相渡候義故、敢て出方差支候品にも無御座(休明光記附録卷之七1936: 835)

とあって、樺太だけでなくソウヤのアイヌも樺太に渡って山丹人と交易して、「錦段切、十徳、古着、玉、鷺之羽」などをソウヤに持ち帰っていたこと、それらは「軽物」と呼ばれ、松前家に差し出していたことが書かれている。さらに、そうした交易について、「いったいいつごろから行っていたのか。「何拾年も前からなのか(何拾ヶ年以前より之義ニ御座候哉)」という問いに対して、アイヌや樺太に詰めていた役人も、「よくわからない(難相分)」状況であったと記している。このことは、この交易が少なくとも「ここ数年のものではない」ことを示している。

もう1つ重要なことは、交易のため山丹地へ持ち込んだ物品は、「獺、狐、貉、保犬右四品ニ限候ニ而」とあるように、カワウソ、キツネ、タヌキ、テンであったことがわかるこ

とである。

先ほど1700年代における樺太やソウヤのアイヌの交易について触れ、交易品としてアイヌ側が持ち込んだものについて小型獣皮と考えてよいことを述べたが、この史料により、少なくとも1801年前後には小型獣皮が持ち込まれていたことが明らかにされたことになる。1700年代の交易品目については、厳密にいうと明記されてはいなかったのであるが、時間的に近いという状況から判断して恐らくこの4品目、すなわちカワウソ、キツネ、タヌキ、テンであったと考えてよいと思われる。

さらにこの史料には注目すべき記述がある。それは、

(樺太やソウヤのアイヌは) 尤右之外鉄物、たばこ等を以交易仕候儀御座候よし之処、是は山丹表江持帰り候儀にも無之、則松前家にて手も不届、唐太地の夷人江皮と交易之為メ持帰り候よし。(休明光記附録卷之七 1936: 835)

という部分である。この部分は、松前藩は樺太での北方交易に表面上は直接関与していないことを明示している。このことはまた、樺太やソウヤのアイヌが自ら山丹人と交易を行い、さらにそれをソウヤなどに持ち込み、そこで請負人と交易していたことを示唆している。

また、この点について、すでに洞富雄も1790(寛政2)年に松前藩が樺太白主に会所を開いて後の山丹人と樺太およびソウヤアイヌの人々との交易に言及した上で、「交易の当事者は、アイヌと山靺人であり、松前藩吏はなんらこれに関与せず、山靺人からは全然、貢物をうけなかった」(洞 1956: 66-67) という見解に立っている。

4.3.2 アイヌの負債

このような北方地域での交易の中で、ソウヤや樺太のアイヌは山丹人に対して負債を抱え、窮乏していくことになる。この負債の原因について、最上徳内は『蝦夷草子後編』の中で次のように述べている。

蝦夷錦は美しきものなりとて、紙入に拵ひ、青玉を風鎮にいたし、愛玩すれども、顧れば蝦夷の身を異国へ売りたる代金なり。実に體の塊なり。山韃へ取られたる蝦夷の女房や子供は、錦、青玉は親の身に夫々の敵よと嘆き哀れども、借金をせめられ返すべきやうもなければ、據なく一生の別れをして異国へ囚はれ、又残りたる妻子は草の根を掘りて喰ひ、あぢきなき命をながらひても、生きて甲斐なき風情なり。是皆松前にて催促して、錦、青玉を買上る故なり。如此不仁なる事を、数十年来知らず置たること、不埒とも申べき様なき事なり。(蝦夷草紙後編 1972: 462-463)

このアイヌの負債については後述するが、すでに洞や佐々木史郎らも注意していることを述べておこう（洞 1956: 68-69; 佐々木 1989: 724）。特に佐々木は、別の著書で、最上徳内のこの意見を引用しながら、アイヌの窮乏の原因が「松前藩がアイヌにサンタン渡来品の献上を強制し」ていた一方で、「アイヌを借金で縛り付けて己が意のままにしようとしているサンタン人」には「『満洲の官人』が控えて」おり、さらに、「松前藩がそうした事実から、目を背け、自藩の利益ばかり追求したこと」にあると述べ、松前藩の強制と山丹人の背後にある満洲の官人の圧力に注目している（佐々木 1996: 169）。発表された時期が前後するが、洞も、アイヌが「負債の生ずるをも顧みず、山鞆交易に熱中した」原因は、「彼等の旧来の風習ではあったが、徳内の記文にも見えているように、松前藩の奨励、というよりは、なかばその強要によって」であるとして、松前藩が強制したことに注目している（洞 1956: 69）。

なお、最上徳内の記述からも、松前藩はアイヌに山丹からの物資の提出を強制しているものの、その交易システムに深く関与はしていなかったということを読み取ることができる。つまり、山丹からもたらされた物品の提出を強制されるということは、アイヌにとっては結果的にそれらを手入するために交易すべき物品の確保、つまり小型獣皮の確保が必要であったことを意味しているはずであるが、徳内はそのことには触れていない。松前藩は山丹渡来の物品を要求しただけであって、それを確保するための小型獣狩猟にまで介入した形跡はないことに注意しておきたい。

5 小型獣皮が軽物に組み入れられる過程

1806（文化3）年ロシア船が樺太に現れ、上陸してアイヌや番人を捕え、家屋に火を放つという事件が起こり、それを契機に徳川幕府は樺太に目を向けることになり、特にそこでの蝦夷交易の統制、山丹交易に対する取り締まりを強化することになる（高倉 1972: 158）。

5.1 松田伝十郎の樺太調査と負債の処理

このような幕府の対外姿勢の中にあつて、1799（寛政11）年に蝦夷地取締御用掛が任命され、徳川幕府の東蝦夷地直轄（仮上知）が開始された時から、再び松前藩に復領させる1822（文政5）年までの24年間にわたり、蝦夷地でその任に当たった幕吏に松田伝十郎があつた。松田伝十郎はアイヌの人々が山丹人に対して抱える多くの負債の返済について、1808（文化5）年に間宮林蔵とともに樺太に渡って以降、1812（文化9）年までその処理に当たることになる。松田伝十郎が著した当時の記録『北夷談』に、

一、山鞆人古来より此シラヌシへ渡来して錦の類、鶯羽、玉其外夷人日用の品等持渡る。當嶋夷

并ソウヤ夷と皮類を以て交易する事仕来なり。松前家進退の節より右両所の夷人ども山靱交易に付借用相嶋(嵩), 年々シラスシへ渡来し催促に逢ひ, 返済方手段なく難済致候。山靱ともは我意に誇り甚不法の事どもあり。年々争論に及び至て不取締に付, 此儘さし置ば往々騒動にも成べき事ゆへ, 古借済させ方仕法の儀伝十郎書面を以て申立る処, (中略) 伺の通り御下知相済右取扱申渡され, カラフト嶋に相詰今年渡来の山靱人へ申示し, 貸し方借り方証人立会双方対決の上精々取扱, 夷人共自力に及ぶ程の品はさし出させ, 其余の分は御入用を以て相渡し皆済になり (後略) (北夷談 1969: 123)

とある。ここで「當嶋」とは樺太をさす。山丹人は昔からシラスシへ来ては、樺太やソウヤのアイヌと錦や鷲の羽、玉類を皮類と交易していたが、松前藩が樺太を治めるようになって以来、樺太、ソウヤのアイヌたちは負債がかさみ、返済できずに困っていたというのである。なお、ここでいう「皮類」が、具体的にどのような皮であるか明記されていないが、前の4.3.1で見た1801(享和元)年の中村小市郎らの記録「唐太嶋見分仕候趣左ニ奉申上候」(休明光記附録巻之七 1936: 816-836)、およびこれから述べていく松田伝十郎が行った借財の返済方法、また、この後の後松前藩領期や後幕領期における取引品目などから類推して、キツネやカワウソ、テンなどの小型獣皮と考えてまちがいはない。

松田伝十郎は、この問題に対して、何とかアイヌの人々の負債を返済する手段を講じるよう進言している。そして、実際1809(文化6)年より1812(文化9)年まで、船数にして20艘、158人の山丹人が返済を受けている。この状況を、

去未年までの調、北地蝦夷人借用高、貂皮式千九百七拾五枚、ソウヤ夷人借用高、貂皮式千五百七拾壹枚、右両所の分合て五千五百四拾六枚、内四百九拾九枚両所夷人手分より出し、残り五千四拾七枚御入用を以相渡す分、獺皮に直し式千五百式拾三枚半、此代金百三拾六両壹分余にて、両所の夷人古借残らず皆済になり、夷人は申に及ばず場所勤居る支配人、番人等まで莫大の御救ひ、年来右の古借あるゆへに夫がために困苦に責られしを一時に脱れし事雲の晴たるごとくにて、(後略) (北夷談 1969: 133)

と記述している。ソウヤと北蝦夷(樺太)のアイヌの人々の借財をクロテンとカワウソの毛皮(「貂皮」、「獺皮」)で支払ったのであるが、不足分を幕府が支払い、両地のアイヌの人々が大変喜んだとある。そして、

これまで仰渡さるゝ趣、貸し借りは勿論何事によらず聊相背き申間敷、平夷人とも一同へ申間置、永く忘却致さるゝ証拠として當嶋乙名并ソウヤ乙名どもより夷刀一振づゝさし出し、場所に取り置追て返し遣す積り支配人へ談しおく。(北夷談 1969: 133)

とあるように、この顛末を忘れず、二度と繰り返さないように、ソウヤ、樺太（「北蝦夷」）のアイヌの乙名より刀を一振りずつ預かっている。

ここで本論文の文脈において重要なことは、

右古借皆済改正の上は貸し借りを禁し、且おむしやの席幣物は山靱持渡りの品さし出すを制禁して土地有合の品を以て勤むへきと定め、場所勤る支配人、番人等へ厳敷申渡し請書を取、請負人奥印して松前御役所へ出す。然る上は、山靱持渡りの品夷人ども自分々々の入用はなく不用の品ゆへ借用致すべく様なし。（北夷談 1969: 134）

という部分である。これは、アイヌと山丹人との今後の貸し借りを禁止し、また、オムシャの際にもアイヌが山靱交易品を官側に差し出すことを禁止しているばかりか、そうした山靱交易品はアイヌにとって不要であるというのである。ここでいう山靱交易品とは、すでに見てきた中国産の絹織物や玉類である。

ここで小型獣の毛皮の取り扱いについては直接触れられてはいない。けれども、これまでソウヤと北蝦夷のアイヌは、「皮類」（北夷談 1969: 123）と山靱交易品とを交易していたわけであり、それが借財を生む結果となったのである。借財を禁止し、山靱交易品がアイヌにとって不要であるというのであるから、この時点でアイヌが自ら小型獣皮をもって山丹人と交易する道は絶たれたと考えることができる。

にもかかわらず、一方で「此末の所を掛念して乙名どもを頼み彼等商売の永続をばひたすらに願ひ出る」（北夷談 1969: 134）とあるように、山丹人は今後ともこのような交易が続くことをアイヌを通して願っていたことにも同時に注意しておきたい。

1812（文化9）年のこの沙汰以降、徳川幕府は樺太および北方地域での小型獣皮交易を禁止あるいは停止するのではなく、自らがそれにかかわっていくことになる。この年以降の軽物の買入書あるいは幕府よりの命令が発見されていないので断定はできないが、幕府は松前藩以来の制度であった「軽物」の中に、カワウソやキツネ、テンなど小型獣の毛皮を組み入れて幕府の買い上げとし、請負商人には売り買いさせず、幕府の管理のもとに樺太へ運び、交易に当たったと推測できる。

また、このことについてはすでに高倉や洞が触れていることを付け加えておく（高倉 1939: 176-177; 1972: 161; 洞 1956: 70-71）。ただし、両氏は北夷談以外の史料的論拠を明示してはいない。

5.2 松田伝十郎の処置以降の蝦夷地における小型獣皮交易

ところで、1855（安政2）年の『北蝦夷地御引渡目録』の中に、『北蝦夷地ラムシャ申渡書写』というのがあり、そこに、

- 一 山靱人共年々為交易当所江罷越候二付、前々方申渡候通、私二相交候儀決而不相成候（以下略）（北蝦夷地御引渡目録 1991: 二五）

とあることは、すでに別の箇所でも取り上げた。山丹人たちが交易所へ来た時には、「前々から」いつてある通り、勝手に交易することを禁止したものである。

前述した松田伝十郎の樺太での処置は前幕領期のことであったが、この文書は後松前藩領期から後幕領期に移行する時点での引継書類である。つまり、この文書はアイヌが山丹人と直接交易することを禁止した状態が松田伝十郎の沙汰以降、後松前藩領期末期まで続いていたことを示している。

同じ『北蝦夷地御引渡目録』（1991）中に、『山靱人交易取扱手続書』があり、そこにはシラヌシ会所での山丹人との取引の手順が記されている。それによると、管理は厳しく行われていたようである。海保がそれをまとめているので引用すると、「山旦人が到着したら直ちに交易品に封印をしてシラヌシに連れ参り、交易品はそのまま会所で預り」、山丹人がシラヌシに逗留中は彼らを「船乗り、番人などとは一切接触させない」で、交易が終わっても「シラヌシ出船後、山旦人に不法の行いが無いかどうかの見届け」を、西海岸のアイヌにさせている。なお海保は、松前藩は「山旦人とアイヌ民族との取引を完全には否定していないようにも読み取れ」としながらも、「山旦人との取引のほとんどは松前藩シラヌシ会所の直轄であったことは確実」と結んでいる（海保 1991: 四）。

また、私はアイヌが山丹人と直接交易することを禁止した状態は、後幕領期に至っても引き継がれていたと考えている。なぜならば、すでに見てきた後幕領期に書かれた文書が示すように、この時期は北蝦夷地を含め、蝦夷地全域で小型獣皮が軽物として幕府によって厳しく管理されていたからである。

5.3 松田伝十郎（文化9年）以前の小型獣皮の流通

それでは松田伝十郎が樺太においてアイヌの負債を処理する以前の小型獣皮の取引とその管理はどのような様子だったのであろうか。4.3.1ではアイヌによる樺太での取引の状況を確認するために、前松前藩領期の史料を検討したが、ここでは松前藩あるいは幕府の管理のもとに蝦夷地全域から小型獣皮が集められる状況を、軽物という視点からより詳細に確認しておこう。すでに松田伝十郎以降、小型獣皮に対する幕府の取り扱いが変わった可能性が高いことを述べたが、そのことをより確実にするために、松田伝十郎以前の小型獣皮の管理について、あるいは当時軽物としての管理がなされていなかった事実を述べる必要がある。

1792（寛政4）年に幕府がソウヤ場所で試みた御救交易での取引品とその値段について、その一行に加わった申原正峯が記録を残している。それによると、八升入り米俵一俵と交換されたものとして、

鮓	六束	但鮓貳拾を壹連といふ。拾連を壹束と云なり。
煎海鼠	五百	
鮓	五束	但二拾本を壹束といふ。
鱒	拾五、六束	但右同断 相庭
干鱒	六束	但右同断
鮓アダツ	鱒アダツ	数子 三樽 但貳斗樽
白子	三樽	但貳斗樽
笹目	六樽	但貳斗樽
椎茸	六百	
トド皮	壹枚	
水豹皮	三枚	
反アツシ	三枚	
手幅付アツシ	貳枚	
アプスケ	六枚	但葭簾の事なり
キナ	三枚	但夷苔の事なり
右の外		
魚油	貳斗入 壹樽	代米 八升入 三俵
熊胆	一つに付	同 拾四、五俵より貳拾俵位
十徳	同	代魚油にて貳斗入三樽より見合
同中品	同	同 三樽半より五、六樽迄
同上品	同	同 八樽迄見合
段切	五尺に付	同 貳樽
鷺柏尾	壹把	同 壹樽より壹樽半
同薄氷		同 貳樽より四樽位迄
同真羽		同 五樽より拾樽位迄
唐太烟草		代酒五、六盃より小樽壹つ位

とある（夷諺俗話 1969: 494-495）。

この交易が、4.3.1で議論に上ったソウヤ場所で行われたものであることは注意すべきである。十徳、段切など山丹交易品の他熊胆や鷺羽が軽物のカテゴリーに属するものであることは、すでに述べたところである。ここで十徳、段切などいわゆる山丹交易品が交易されていたということは、当地のアイヌの人々がそれを入手するために、カワウソやキツネ、テンなどを狩猟し、それを元手として山丹人との直接の交易を行っていたことを推測させるに十分である。ここで強調したいことは、それにもかかわらず、そのような小型獣

皮がまったく記述の上には現れてはいないことである。すなわち、少なくともこの時点では、それらは、交易品として幕府の管理下には置かれていなかったということになる。

さて、松前藩の家臣に上乘役というものがあり、その役目の1つが軽物の交換を担当するために商船に乗船し、場所に派遣されるものであることはすでに述べた。この上乘役に関して、1785（天明5）から2年間蝦夷地を歩いた最上徳内は、その調査結果をまとめた『蝦夷国風俗人情之沙汰』（1791（寛政3）年）に、

松前家臣に上乘といふ役目あり。獵虎皮、鷹の羽、海驢、水豹、熊皮、熊胆、エブリコ等の課を採るが主役也。（蝦夷国風俗人情之沙汰 1969: 456）

と述べている。もっとも、これが書かれた目的は軽物の項目を1つ1つ書き上げることではないと思われるため、すべての軽物が記載されているのかどうかは保証の限りではない。けれども、キツネやテン、カワウソなど小型獣皮についてまったく記載がないことは、偶然ではないだろう。

同じ1785（天明5）年時点での、飛騨屋の請負場所、厚岸、霧多布、国後の3ヶ所における「御禁制の品」について、高倉が『アイヌ政策史』中で、『飛騨屋旧記』を引用し、紹介している（高倉 1972: 93）。御禁制の品とは「請負人の交易して市場に出すことを許されない松前家独占の商品」、すなわち軽物のことである。

さて、『飛騨屋旧記』天明5年巳三月の文書には、「獵虎皮、熊の胆並皮、鷲の尾、あざらし、ゑふりこ、ほつきり」（高倉 1972: 93）とある。ここにも、小型獣皮はまったく見られない。

『蝦夷地一件』の中で、1784（天明4）年の交易品については、産物と軽物とが書き分けられている。すでに引用したが、繰り返して示しておく、

産物の儀は、右鱒 鮭両品に相続き、箱館海辺より昆布多く取候て差出、外に干鮑 煎海鼠 鱒鹿皮 熊皮 魚油 其外品々、亦は軽物と申錦類 青玉 鷲羽 獵虎 熊胆など申候、（以下略）（蝦夷地一件 1969: 300）

とある。

時代をさかのぼって1700年代前半のようすはどうであろうか。これについて、1715（正徳5）年に松前矩広が幕府の老中へ提出した報告がある。『正徳五年松前志摩守差出候書付』がそれで、蝦夷地全域のことについて報告されている。その中に、

一 蝦夷人の内貧富に随ひ其産業仕候。鷲尾、熊皮、アザラシ皮、コヒ皮、ネップ皮、アモシツへ皮類、鱒、鮭、鱈、鯨、鮑等の浜獵仕候（犀川会資料 1982: 133）

とある。ここでもワシやタカの尾羽(鷲尾)やクマの毛皮(熊皮)は見られても、小型獣皮はまったく見られない。いくつか皮類の記載があり、念のために述べておくと、「コヒ皮」とは「アザラシの女のよし稀ニ有之」(松前蝦夷記 1974: 386)、「ネツ皮」とは「膾膾膾之類ニ而大キ成ルよし」(松前蝦夷記 1974: 386)、「アモシツヘ皮類」とは「とゝのこくとくニ而にくの毛色からと嶋方来ル由」(松前蝦夷記 1974: 386)とあり、それぞれメスのアザラシの毛皮、オットセイの毛皮、樺太産のト下の毛皮のことである。

さかのぼって、1669(寛文9)年の記録を『津軽一統志』巻第十の中に見てみよう。

一 松前上口より出申候商物の事。

から鮭 にしん 数の子 申貝 真羽 ねつふ こつひ あさらし 熊皮
鹿皮 塩引 石焼くちら 鶴 魚油
ゑふりこと申物はからふとより参候事

一 松前下口商物

から鮭 干鱈 熊 鹿の皮 真羽 らっこ皮 鶴 鯨 塩引
鮭 赤昆布 魚油
此外鱒取舟少々参候由 (津軽一統志 1969: 167)

この他、鷹、砂金が産物としてあげられているが、ここでも小型獣皮はまったく見られない。

以上、幕府や松前藩、商人らにより残された文化年間以前の商品の買い上げに関するいくつかの史料を見てきたが、そこには、カワウソやキツネ、テンについての言及はない。

前章では、樺太やソウヤのアイヌにとって、自らが狩猟したカワウソやキツネ、テンなどの小型獣皮は山丹人を相手に交易するための捕獲物資であって、松前藩を相手に交易するための物資ではなかったと考えた。また、それを受けてこの章の前半(5.1)では、幕府が軽物の中にカワウソやキツネ、テンなど小型獣の毛皮を加え、取り集めて一元的に管理し始めたのは1812(文化9)年の松田伝十郎の処理以降と推測した。そしてこの節では、松田伝十郎の処理以前は、小型獣はいまだ軽物として扱われてはいなかったばかりでなく、交易されてもいなかった可能性が高いことが判明した。また、この章で述べたことは、幕府による小型獣皮の一元的管理についてのかかる推測の傍証、状況証拠となるだろう。

5.4 小型毛皮獣狩猟の性格の変化—文化年間に境に

もし、以上述べてきた推測が誤りでないとするならば、1812(文化9)年前後に境に、小型獣の毛皮の意義が変わることになる。

すなわち、前松前藩領期においてはカワウソやキツネ、テンは、アイヌが必要に応じて恐らく自由に狩猟できたものであり、特に樺太やソウヤのアイヌにとっては、それを元手

に山丹人と交易できたものであった。それが、1812（文化9）年樺太で松田伝十郎が行ったアイヌの負債処理以降、恐らくその時点で小型獣皮は軽物に組み入れられ、幕府の管理のもとに、軽物として「要求される」毛皮へと変わっていったということである。

もう1つ、蝦夷地各地のアイヌの猟師たちが狩猟する、あるいは猟を課せられる獲物の種類も影響を受け、変化があったことが推測できる。幕府が小型獣の毛皮を軽物として管理し始める以前は、アイヌが自由に小型獣を狩猟し山丹人と交易していたとしても、蝦夷地のすべてのアイヌ猟師がそうであったのではないと考えられる。なぜならば、松田伝十郎の『北夷談』では、山丹人との間に毛皮交易がもとで負債を抱えたアイヌをソウヤと北蝦夷（樺太）のアイヌに限っているからである（北夷談 1969: 123）。もちろん、樺太での交易に従事していたのがこの2つの地域のアイヌだけであったと断言することはできないが、それでも、山丹人との小型獣の毛皮交易に関しては、ソウヤと樺太、この2つの地域のアイヌが中心的役割を果たしていたと推測することは間違っていないだろう。

ところが、文化9年以降、小型獣皮について幕府や松前藩が軽物として位置づけ、一括管理し、集荷、交易するようになってからは、それまでソウヤ、樺太地域のアイヌが中心に行ってきたと推測される小型獣の狩猟が、『入北記』の記録に見えるように、やがて蝦夷地全域のアイヌに及んでいく。しかも、そのような小型獣皮は幕府あるいは松前藩によって「要求」されるべきものになっていたのである。

それではなぜ1812（文化9）年以降、幕府が樺太での山丹人とアイヌとの交易を管理し始める必要があったのだろうか。その必然性を考えておく必要がある。

この間に対して、アイヌの人々が再び借財を抱え、トラブルに巻き込まれるのを防ぐためであったという人道的な問題とのみ捉え、そこに理由を求めるのは早計である。この時期、幕府は鎖国政策のもとにあり、一方、樺太においてはロシアとの国際問題に直面しており、そうした国際間の政治的要因が作用していたことを、十分考えに入れておく必要がある。

つまり、人道的な観点からだけでは、なぜ幕府や松前藩が軽物としての小型獣皮の提出を、これまで小型獣狩猟の実績があるはずの樺太あるいはソウヤのアイヌのみに限らずあえて蝦夷地全域の各場所に要求したのかという疑問に対する説明ができないからである。樺太やソウヤ以外のアイヌが、直接に山丹と、あるいは千島を通してその背後にあるロシアと交易を開始することを禁止したと解釈できなくもないが、やはり、幕府にとっては毛皮との交換で入ってくる絹織物などの中国生産物の独占的獲得という経済的要因が大きかったのではないだろうか⁹⁾。

なお、このことについて、洞は国際関係および政治的関係の立場から、「幕府が積極的にアイヌやオロッコの保護に乗り出したのは、一面、わが領土内の土人を清国領土内の土人に対して経済的被圧迫者の立場におくことが、ひいては彼等土人をして清国と政治的関係を結ばしめる結果となることを恐れたから」であると述べる（洞 1956: 72）。洞のこの説

明では、松田伝十郎らが救済したのが「樺太およびソウヤの」アイヌであったことの説明にはなっても、幕府が「蝦夷地全域から」小型獣皮を集め始める方策を採ったことの十分な説明にはならないと考える。

さて、前章および本章では樺太のみならず蝦夷地全域のアイヌの人々の間で小型獣が狩猟され、それが樺太に運ばれ交易に使われるようになっていく過程を述べた。それでは、その影響はどのような形でそれぞれの地域のアイヌの人々の生活に現れていたのだろうか。また、アイヌにとって小型獣狩猟にはどのような意義があったのだろうか。このことについて、次の章では、アイヌの狩猟者の狩猟活動のようす、およびアイヌ社会における毛皮の利用の2つの視点から検討していくことにしたい。

6 ヨイチ場所でのアイヌの狩猟活動

前章では、1812（文化9）年に松田伝十郎が樺太においてアイヌの人々の負債を処理し、それを境に幕府が小型獣皮を独占的に管理し始めたが、それは松前藩にも引き継がれていた可能性がきわめて高いことを明らかにした。それでは、幕府や松前藩のそうした政策に対して、アイヌの人々はどのように対応していたのであろうか。その問題は具体的には小型獣狩猟活動の実像の探究という形で浮かび上がってくるはずである。つまり、どのような人々によって、どのように狩猟されたのか。前幕領期から後松前藩領期をへて後幕領期にかけての場所請負制という状況のもとで、アイヌたちがどのような狩猟を行っていたのかということが問題となる。この章では、ヨイチ場所について残された文書を分析の基礎史料として、アイヌの狩猟者たちの活動のようすを、おもに狩猟者という観点と狩猟獣量という観点とから、描き出すことを試みてみたい。

6.1 獲物の自由売買の禁止と処罰

ここまで、カワウソ、キツネやテンの毛皮類などは軽物に属し、幕府あるいは松前藩の専売であり、その提出を要求されるものであること、アイヌ側が運上家（会所）を通さず、自らの意志で自由に獲物を取引することがきびしく禁止されていたことを見てきた。幕府や松前藩はこのような小型獣の毛皮類を一元的に管理し、樺太で交易することによって利益を得ていたのであるから、それは当然の措置でもあった。

以下にあげる禁令は、オムシャなどの場で幕府あるいは松前藩側からアイヌ側に言い渡されていたものである。ヨイチ場所における1830（天保13）年の『オムシャ申渡』には、

- 一、軽物は勿論 諸産物一品にても船方 并其外江交易致候もの於有之は 嚴重に咎メ可申付候事（文政十三年（天保元年）寅年書類 1985: 285-286）

また、1855（安政2）年6月の『定例ヲムシヤ申渡書上』にも、ほぼ同文で、

- 一、御軽物は勿論 諸産物一品成共舟方其外へ交易いたし者於有之は 嚴重咎可申付事（年中取扱向書上 1985: 1226）

とある。カワウソやキツネ、テンの毛皮が含まれる軽物はもちろんのこと、一切の生産物を運上家以外と交易した者は厳重に処罰するので注意せよという意味である。

では、この禁令は厳密に守られていたのだろうか。運上家の目をかすめて行われた密交易は実際なかったのだろうか。

実際のところ、運上家を通さない密交易は行われたことがあったようで、禁令を犯した場合には実際に処罰が行われている。このことはすでに小林真人が注目しているので（小林 1987: 16）、小林の研究のもとになった1843（天保14）年6月の『詫一札之事』（詫一札之事 1985: 807-808）をここで引用しながら、密交易とその処罰について考えてみよう。

同文書には、次のように書かれている。

- 一、私儀御運上屋へ荷物も持出し不申候間 飯料の鯡は勿論 白子 数子 さ、目に至迄交易致一言の申開無御座候
- 一、鮑の儀 前々より嚴敷被仰出候儀 不恐交易ケ間敷義仕候段 一言の申開も無御座候
- 一、鯡取の浜中へ内意致 私の取斗にて出稼等といたし 是又一言の申披も無御座候
- 右三ヶ条の不調法何共申披方も無御座 重々恐入奉存候 私儀も初年より格別の蒙御恩乙名に御取立被成下置猶又於家内に御大切の御道具并ひつしの毛織 金シヤの陣羽織一枚并茶しゆすへ金しや縫付小袖一重 さし御綿入一枚 藍棧留単物一枚 台盃一組 右の品迄格別の思召にて被下置 難有頂戴仕居候処 前書の仕末に付申開も無是 依て此末共急度相慥ニ爲証文 御元祖の品左の通りさし上候 以上

料 人

- 一、 銀拵イカエフ 一
 銀拵イムシ 二本
 イムシ大小取合 四本
 メ 七ツ
 外ニ
 銀ふくりん鏡 同人母 ケウレ
 メ
 右の通指上候間 御間濟被下置度奉願上候 以上
 天保十四年

卯六月二十五日

乙名 ラシトンコツ

前書の通 逸々白状に及 御申訳無御座 恐入奉存候私共一統御申訳の義 御聞濟被下置
難有仕合に奉存候依て爲証文左の通りさし上候 以上

一、 鐔一まへ 下ヨイチ脇乙名 イコンリキ 爪印

メ

一、 同一枚 小使 ホ フ イ 爪印

メ

一、 イムシホ 一 カ 子 ヤ 爪印

メ

一、 鐔一まへ 産取料人弟也 レ フ シ 爪印

メ

一、 同一枚 産取 イヌ、ケ 爪印

メ

一、 イムシ 一本 ラ ム リ 爪印

メ

一、 同一本 タ サ ラ 爪印

メ

一、 イカイフ 一 ヒラトモ 爪印

メ

一、 同 一ツ イソヲク 爪印

メ

外ニ

一、 鐔一枚 スケクル

メ

又

一、 鐔一枚 平夷人 チ子ヘカ

但し此者匏 外割積入候者

右の通り儘に預り置申候 以上

ヨイチ

運 上 家

卯

六月二十五日落着也

ここで「料人」とされているのは「乙名 ラシトンコツ」自身であったことが読み取れ

るのであるが、ヲシトンコツは運上家以外との取引の他、かつて二八取漁民⁶⁾のもとへ出稼ぎに行ったことについても咎められている。このヲシトンコツの「不調法」について、「乙名 ヲシトンコツ」他が「何共申披方も無御座 重々恐入奉存候」と運上家へ詫びを入れ、さらに「銀拵イカエフ」など「御元祖の品」を「さし上」げていることがわかる。さらに「料人」以外も、下ヨイチ脇乙名イコソリキ以下11名が証文をとられ、ご先祖の品を「さし上」げていることからすれば、連帯責任制であったとも解釈することができ、かなり厳しく「とがめられ」たことが推測できる。

さて、この史料は、実際に運上家を通さずに秘密裏に行われた取引が存在したことを示す例ではあるが、この例をもとに、抜け荷や出稼ぎが一般的に行われていたということの論拠とすべきではないと思う。確かに、先ほど見たように、オムシャの席などで抜け荷を取り締まる申し渡しが行われていたこと自体、実際に抜け荷が行われていたことを示唆しているともいえる。まったく抜け荷がなかったとはいえないが、しかし、抜け荷に対する運上家側の対処はこのように厳しく、それによって密取引が相当抑止されたのではないかと考えられる。

また、この例では、密取引の品目が鯡、白子、数子、さゝ目、鮠などとされているが、軽物においても同様な処置がなされたと推測してよいと思われる。さらに、この例はヨイチ場所という限られた地域の例であるが、その他の場所においてもほぼ同様の状況であったとみてよいだろう。なぜならば、蝦夷地全体として支配のシステムが同じであったことに加え、下請けの商人が複数の場所を同時に担当し管理していたこと、また各場所での産業の形態はほとんど同じであったと考えてよいことにより、このありかたは蝦夷地のほとんどすべて、特に西蝦夷地（日本海側）の地域にあてはまると想定できるからである。

さらに、小型獣皮に関するかぎり、抜け荷のメリットは大きくはなかったといえよう。なぜならば、すでに述べたように、小型獣皮の場合、その需要は山丹地域にあり、その取引は恐らく19世紀初頭から幕府が独占していて、それが後松前藩領期になっても続いていた。したがって、小型獣皮については、いくらアイヌが抜け荷あるいは密取引を行ったとしても、幕府あるいは松前藩を介さずにそれを効果的に売りさばくことは困難であったことが推測できるからである。

6.2 選ばれた猟師たち

それでは、規則を守りさえすれば、すなわち運上家さえ通せば、カワウソ、キツネやテンなどの小型獣は、だれでも自由に捕ることができたのであろうか。先に結論をいえば、少なくとも私が調べたヨイチ場所については否であった。幕府あるいは松前藩が要求するような物品、特に毛皮類をアイヌが自由に狩猟し、それを取引することができたわけではない。

蝦夷地のすべての場所における史料を渉猟したわけではないので、蝦夷地全域のようす

を正確に把握することはできないが、このことについてヨイチが例外的であると判断することは正しくないと考えられる。なぜならば、前述したように、幕藩制国家体制という枠組みの中で、幕府直轄あるいは松前藩の統治下にあり、同じような産業形態をとる以上、同様の状況が起りえた可能性は高いからである。

この節では、だれが獲物を捕ることができたのか、この問題についてヨイチの史料をもとに考察してみよう。まず最初に、先にも簡単に触れたが、今一度各場所での労働のようすを確認することから始めよう。

6.2.1 場所請負制下の労働状況

各漁場でのアイヌの労働状態は、ほとんど同じと考えてよく、地域的に大きな違いがあったとは考えられない。その理由は前述した通りであるが、いま一度、漁場におけるアイヌの人びとの労働状態を、長谷川伸三の研究によって、より具体的に見ておこう（長谷川 1987）。長谷川は、北海道西南部日本海側にある高島場所において、後幕領期の1866（慶応2）年に沙流地方と白老地方から数人の人手を借りた例があったことを紹介している。

高島場所での労働は、「一年間を通じて比較的単純な作業で、運上家の経営から見れば補助的な仕事」であったとはいうものの、「アイヌに与えられた休暇は、新年・オムシャ（年2回）・祭礼等の他は、正月と12月に各7～8日にすぎず、特に春期の鯨漁の三ヶ月余りは、鯨の加工作業に追われ」たものであったという（長谷川 1987: 74）。特に鯨漁期は繁忙であったようで、「男女の別なく」仕事に動員され、さらに1866年には「2～4月の三ヶ月間の鯨漁期に、サルのアイヌ人18人と白老のアイヌ人8人、合計26人の労働力が導入され」たことを同時に指摘している（長谷川 1987: 72）。

場所請負制になり、さらに商人が直接、漁場を経営するようになってからは、商人たちには自分たちの漁業生産を増加させたいという経済的な目的があったはずであり、その目的を達成する手段の1つとして場所を超えて人手を借りるという状況が生じたのであろう。したがって、このような状況のもとでは、いかに幕府の要求であろうとも、小型獣の毛皮を確保するために人手を割かれることが自分たちに利益をもたらすものではないことを商人たちは十分理解していたはずである。商人たちは漁業以外の仕事には一人でも人手を割かれたくはなかった状況にあったと考えておきたい。このことは高倉新一郎も『アイヌ政策史』の中で指摘している。後松前藩領時代の章で、「幕府および藩のたびたびの説諭にもかかわらず軽物が著しく減少したのは、獲物の減少というよりはむしろ請負人が一定金額で買上げ納付せねばならない軽物の出産をいとい、その労力を直接利益のある漁業に振向けた」ためであるというのである（高倉 1972: 272）。

6.2.2 指名された猟師たち

それでは、漁業の利益を上げることと幕府や松前藩による小型獣皮の要求、この2つを

満たすために商人はどのような手段をとったのであろうか。

ヨイチ場所では商人側は数人のアイヌを狩猟者として指名し、猟を行わせていたことが商家に残る文書に記されている。

後松前藩領期の1832（天保3）年、『上下ヨイチ御場所御軽物取蝦夷人別書上』（上下ヨイチ御場所諸書上御答書 1985: 303-304）によれば、

イシカリ御勤番

上田促様 竹内儀兵衛様

上役之節改メ被仰出候

覚

一、	下ヨイチ乙名
一、	サケシユス
一、	小使
一、	子トハケ
一、	上ヨイチ脇乙名
一、	イタキサン
一、	小使
一、	ア子ヤ
一、	ウトクレ子
一、	リコツ
一、	シハシノ
一、	トンキタエ
一、	タサラ
一、	モンコホケ
一、	シフヤ
一、	ヤエノニ
一、	キムンヤイ
一、	イクハシ

メ 十四人

右者 上下ヨイチ御場所 書面之蝦夷人 例年御軽物に付 山入仕候間 此段奉申上候
以上

天保三辰年十月

支配人

長 七

御詰合様

とあり、また、同じく後松前藩領期の1836（天保7）年の『申六月是迄無御座候書上 上

下ヨイチ御場所御軽物取揚案内蝦夷人書上』(天保七申年書類 1985: 415-416)によれば、

覚

一、	サケシユス
一、	子トハケ
一、	アヤニ
一、	ウトクン子
一、	リコツ
一、	トヘハニ
一、	モンコアエノ
一、	イクタサ

右は 上下ヨイチ御場所御軽物 取揚案内蝦夷人 前書の通相違無御座候 以上

天保七年申六月

ヨイチ御場所

支配人 長 七

御詰合様

とある。

確かに狩猟者が指名されており、そして、その数は多くはない。丁寧に確認してみると次のことがわかる。すなわち、実際に狩猟に携わることのできる人は「軽物取」あるいは「軽物取揚案内」と呼ばれていたこと。「軽物取」は1832(天保3)年で下ヨイチ乙名サケシユス以下14人、1836(天保7)年でサケシユス以下8人であること。さらに、この人数と名前は、「上下ヨイチ御場所御軽物取揚案内蝦夷人前書の通相違無御座候」として「ヨイチ御場所支配人」から「御詰合様」宛に報告されていることである。詰合とは、蝦夷地の各主要地に駐在していた松前藩の役人のことである。このことは、獵師指名が運上家が把握していればよいという範囲を越えて、藩に報告すべきものであったことを意味している。

この獵師の人数を当時のヨイチ場所のアイヌの総人口と比べてみよう。幸い上下ヨイチ場所におけるアイヌ人口については小林が算出した数字がある(小林 1989)。それによると、ちょうどこの史料に該当する天保3年と7年の人口の記録が欠けるが、それに近いところでは、1833(天保4)年で男性262人、女性235人の合計497人、1838(天保9)年で男性242人、女性235人の合計477人となっている(小林 1989: 62)。この間の男性の平均が252人であり、いま仮にこの平均値252(人)を分母として、「軽物取り」の割合を算出すると、天保3年で約5.6パーセント、天保7年で約3.2パーセントとなる。

もっとも、この人名とその数の報告は、軽物の提出を要求する松前藩に対する架空の報告、つまりアリバイづくりととれなくもない。しかし、そう考えるよりは、場所での漁業

活動の妨げにならない範囲で実際に猟師が指名され、狩猟活動を行っていたと考えたい。それは実際に獲物が捕られ、「御軽物書上」として集計され、報告されているからである。また、あとで例示するように、ヨイチ場所以外にも同様に猟師が指名されていた場所が見られることもその理由に加えておきたい。つまり、猟師集団であるこの「軽物取」が狩猟した毛皮獣が、まず運上家で買上げられ、「御軽物書上」となって記録されていたのである。

なお、御軽物書上は普通次のような形態で残されている。1828（文政11）年のヨイチ場所での例をあげれば（諸書上 1985: 137-138），

文政十一年
御軽物書上
覚
一、野熊皮一枚 但米一斗
胆一ツ 直段五十文
之代銭 五百文
一、同小皮一枚
胆一ツ 但 米四升
直段五十文
之代銭 二百文
一、獺皮 二枚 但 米四升の直段五十文
之代銭 二百文
一、狐皮 七枚 但 米七升 直段五十文
之代銭 三百五十文
一、ホイヌ皮 二枚 米二升 直段五十文
之代銭 百文
合て銭一貫三百五十文
右の通 御軽物代銭奉書上候 以上
文政十一子四月
ヨイチ
支配人 長三郎
御詰合様

と記されていて、その年ごとの場所での買い取り数量は詰合に報告されているのである。

6.2.3 蝦夷地各場所で行われた獵師の指名

ヨイチ場所以外の場所でも同様に数名の獵師が指名されていたという状況を示す例が見られる。そうした史料として現時点で私は次の2例を確認している。

後松前藩領期から後幕領期に移行する1855（安政2）年に松前藩が幕府への引き継ぎのため、箱館奉行に提出した申上書の写し（『御場処御引渡ニ付箱館御役所方松前役所迄被申渡候心得書』）が、オタスツ場所とイソヤ場所の支配人であった岩野家に現存していた。オタスツ、イソヤ両場所は、ヨイチに近い北海道西南部日本海側である。この文書から、後松前藩領期の両場所でのようすがわかる。それによると、

熊並北蝦夷地廻り山鞆交易小皮類取獲方之儀者、兼而支配人共江申付置ニ付、山獵巧者之蝦夷人相撰、正月上旬頃方山入為致、捕獲次第運上家ニ而定値段を以買入遣、三月上旬頃迄ニ勤番所江差出候ニ付、東蝦夷地方追々相廻り候小皮類共取揃、北蝦夷地勤番之者通行之節、品訳書添被渡候仕来ニ御座候。尤熊皮、胆、鷲之尾等者帰登之節持参仕候

とある（『岩野家文書』；北海道開拓記念館所蔵史料収蔵番号 1935-10）。ここでも「北蝦夷地廻り」の「小皮類」を捕るために、「山獵巧者」のアイヌを「相選」んで、「正月上旬頃」より山に入らせて狩獵を行わせていたことがわかる。

もう1つは、この岩野家文書より時期がさかのぼる。『新北海道史』第七巻史料一（1969）で紹介された資料で、解題に「恐らくその形式から見て、奉行所の命により、各場所の詰合から報告されたものであろう」とある『東夷竊々夜話』は、ほぼ前幕領期の1804（文化元）年から1813年に至る日露間に発生した事件やその交渉過程をまとめたものであるとされる。その後半部分に、1808（文化5）年から1811年までの東蝦夷地各場代の地理や産物などを、場所ごとに記録した部分がある。編者はこの部分を『東蝦夷地各場所様子大概書』と呼び変えて『新北海道史』第七巻に収録している。本史料について、編者は「精密度においては」松前藩時代のものはこの史料に及ばないと高く評価している。

さて、その中で文化6（1809）年とある国後島の項『東蝦夷地各場所様子大概書 二〇久奈志利島』に、次のような記述が見られる。

- 一 軽物に出す鷲の尾捕る事は、ヲンネベツ、十一月末より正月下旬迄も、乙名とも初め重立候蝦夷人共の内、場所場所より毎年人数を定め差遣し、雪中の業也。熊獵の事も右同様人数を定、正月中旬より山入致し是を取、水豹は冬春氷海の節獵する事にて、何れも肉は食料にし、皮羽の類交易に差出す事なり（東蝦夷地各場所様子大概書 1969: 594）

この史料では、ワシの尾を捕ることについて、「重立候蝦夷人共の内（おもだったアイヌの中から）」「場所場所より毎年人数を定め（場所場所で毎年人数を決めて）」とあり、

また「熊猟の事」もワシ猟と「同様」に、「人数を定」めて山に入らせるとある。国後島では場所ごとに人数を定めて猟を行わせていたことがうかがえるのである。ここで記述されていることからは、前松前藩領期末から前幕領期にかけてのことであると考えるべき。

ところで、この史料に記述されているのはワシ猟およびクマ猟についてであり、小型獣狩猟についてではない。また、記述された年代も前章で考えを述べたカワウソやキツネ、テンなど小型獣が軽物として幕府に管理され始める年代、すなわち1812（文化9）年頃より数年ほどさかのぼる。この2つの点をどのように考えればよいのだろうか。

このことについて私は、場所請負制下において軽物提出の要求に応えるための方策として、地域によってはすでに特定の猟師を指名して猟を行わせるということが実行されていた可能性をこの文書から読み取っておきたい。恐らく、文化年間以降の小型獣狩猟もこのような狩猟システムの存在を前提にして、その中に組み込まれた形で行われていたと考えられる。

北海道内のすべての地域で、その場所における限られた猟師たちが「軽物取」として指名され猟を行っていたという保証はない。しかし、繰り返し述べるように、当時の蝦夷地はほとんどの地域が同じような政治的経済的状況に置かれていたのである。このことから判断すると、それぞれの場所では猟師が指名されていた、あるいは指名されるまではいかなくとも、だれでも自由に猟に行くことができるような状況ではなかったことは推測されてよいのではないだろうか。

ただこの節では、「軽物」に指定した獲物の狩猟を指名した猟師にだけ行わせていた「場所」が複数あったことを指摘し、確認することで留めておく。なお、猟師を指名するという制度自体の開始時期やその継続期間など時間的なことを明らかにすることは今のところできない。しかし、猟師指名の目的を考えれば、それは蝦夷地に場所請負が広がった後、さらに商人がアイヌの人々を漁場の労働力として確保し始めた段階以降であろうと推測できる。

6.3 獲物はどれだけ捕られたか

6.3.1 残された史(資)料による小型獣狩猟数の論理的推定

以上、1800年代の後松前藩領期と年代は限定されるが、私はヨイチ場所およびオタスツ、イソヤ両場所での史料をもとに、キツネやカワウソ、テンなども含まれる軽物を狩猟することができる猟師たちが運上家から指名されていたことを示した。順序は逆になるが、それより先に6の冒頭で、ハンターたちが狩猟した小型獣皮など軽物はすべて運上家へ持ち込まれて買い取られており、不正売買(抜け荷あるいは密交易)の可能性は少なかっただろうことも考えた。そうした作業は、4で見てきた毛皮を通した経済活動の大きな仕組みを現地で下から支えた小型獣皮の生産者に照準を当てたものであったということができる。

それでは、実際にキツネやテンなどの小型毛皮獣はどれくらいの数が捕られていたのだ

ろうか。次に、獲物の量的な問題を検討することにより、当時の狩猟活動の実体により追ってみたい。

この問題について、私は次のように仮定した。小型獣皮は幕府あるいは松前藩とアイヌの猟師たちとの間の取引商品であり、かつ抜け荷が許されないものである。したがって、もし記録が残っていれば、それを分析することにより取り引きされた毛皮の量を推定できるはずである。さらに、もしアイヌの人々の間で消費される小型獣皮の量が推測できれば、総体でどれくらいの量の獲物が捕られていたかということも推定することも可能となる。この仮定にしたがって、次に史(資)料を検討してみよう。

表5 ヨイチ場所における軽物(毛皮獣)買上数 文政11年(1828年)~安政4年(1857年)

年代	獣種								史料 (余市町史ページ)	
	獺	狐	ホイヌ	水豹	狸	野熊	穴熊			
1828	文政11	2	7	2			2		137-138	
1829	文政12	3	9	3					140	
1830	文政12	1	8	2			1		298-299	
1832	天保3	0	2				1		315	
1833	天保4	5	52				4	1	329 ; 336	
1834	天保5	1	3						350	
1835	天保6	0	16						384	
1836	天保7	2	20				5		412-413	
1837	天保8	4	5						441-442	
1828-37小計			18	122	7	0	0	13	1	
" 年平均			2	13.6	0.8	0	0	1.4	0.1	
1838	天保9	4	4				4		497 ; 496	
1840	天保11	7	5				2		646-647 ; 647	
1842	天保13	0	2		1				736	
1843	天保14	2	16		2		1		949-950	
1844	天保15	1	4		1		4		942-943;943-944	
1846	弘化3	3	12						833	
1838-46小計			17	43	0	4	0	11	0	
" 年平均			2.8	7.2	0	0.7	0	1.8	0	
1855	安政2	4	16				2	1	1266-1267	
1856	安政3	0	0				1	3	863 ; 863-864	
1857	安政4	0	5			3		1	1307 ; 863-864	
1855-57小計			4	21	0	0	3	3	5	
" 年平均			1.3	7	0	0	1	1	1.7	
1828-57合計			39	186	7	4	3	27	6	
" 年平均			2.2	10.3	0.4	0.2	0.2	1.5	0.3	

ホイヌとはテンのこと。

6.3.2 取引に供された小型獣皮の数量

幸いなことに、ヨイチ場所でのこうした取引に関する記録が残っていた。私が別の論文でそれを集計した結果があり（出利葉 1993）、それに一部修正を加えた上で引用したものが表5である。軽物の量は運上家支配人がその年ごとに「御詰合様」宛提出した「御軽物書上」の控という形で残されている。余市町から1985年に翻刻、出版された『余市町史』にはそのような文書が全部で23件見られ、年代でいうと後松前藩領期の1828（文政11）年から後幕領期の1857（安政4）年まで30年間にわたる。ただし、この23件の中には同一年のものもあるため、実際には30年間の内の18年分が収められている。

この表によれば、史料が残されていた少なくとも30年の間、実際にかかなりの量のキツネが取引さされていたことがわかる。取引量は、キツネが年平均10.3匹、カワウソはやや少なく年平均2.2匹、テンはこれより少なく年平均0.4匹となる。キツネとカワウソは比較的にコンスタントに取引があったようである。

また、取り上げた30年間で小型獣の取引数が増加したようすはうかがえない。このことから、小型獣の需要はこの30年の間に急に起こったことではなく、実際はもっと以前から需要があって取引され続けていた可能性があることがわかる。逆にいうと、この30年間は取引の形態としてはすでに安定期だったことが推測できる。

年によってはクマの取引頭数を上回ることもあった。もちろん狩猟の技術的な問題もあるから、クマの狩猟（取引）頭数とキツネやカワウソなど小型毛皮獣の狩猟（取引）頭数とは単純に比較することはできない。しかしながら、クマが年によって差があり、まったく取引されない年もあるのに比べ、小型獣は比較的にコンスタントに取引されていたことは、従来のアイヌの狩猟観を再検討しようとする際に注意すべき点である。

なお、この表5において、キツネやカワウソに比べてテンの数が極端に少ないことも注意しておきたい。このことは最後に議論する。

6.3.3 アイヌの人びとの間で消費された小型獣皮

ところで、キツネやカワウソ、テンに限らず、アイヌの人々は自分たちが捕った獣皮を自らが利用することは可能だったのだろうか。このことについて、例は限られるが、『蝦夷風俗彙纂後編』の巻三、「交易 交易品直段の事」の箇所、交易品目の取引価格を示した後、次のような記述がある。

但皮類の義は、夷人納高の内着用仕度願候に付、相下げ遣し候義も有之候（蝦夷風俗彙纂後編 1974: 二十八）

つまり、アイヌが自ら捕った毛皮について、それを必要とした場合には、いったん運上家へ収めた後、頼めば払い下げることがあるというのである。編纂のもととなった史料は

「高島筆記」,「千島志料」とある。高倉によれば、千島志料は1854(安政元)年の前田夏蔭編、高島筆記については、渡島筆記と記した上で、1808(文化5)年の最上徳内著とする(高倉 1974: 68-69)。史料批判にやや曖昧さが残るが、1800年代の状況を記したものと理解することはできる。すべての場所でこのような取り扱いが認められていたのかどうかはわからないが、アイヌの人びとが自ら捕った毛皮を利用する道が開けていたと考えられる。

そのことを念頭においた上で、それでは、当時のアイヌの社会における毛皮利用に接近するにはいかなる方法があるのだろうか。

このことについて、私は1789(寛政10)年に蝦夷地を探検した秦檜磨の手になる『蝦夷島奇観』を中心とした絵画史料と、1900年前後に収集された物質文化資料の検討をもとに拙論を展開したことがある(出利葉 2000)。

ここで簡単に要旨を紹介すれば、アメリカ合衆国にあるアイヌ物質文化資料約3000点のうち、比較的古い時期に収集されており、かつまとまったコレクションを形成している東部の4つの博物館が所蔵する資料について、池田透の調査結果(池田 1993)をふまえて検討した結果、キツネの頭蓋骨を利用した呪術具が数点とイナウキケでくまられたテンの頭蓋骨が1点見られたのみで、キツネやカワウソ、テンの毛皮を利用して作った道具類はまったく見いだすことができなかった。また、『蝦夷島奇観』についても、作者である檜磨自身が狩猟や漁撈活動を描いており、「キツネと仕掛け弓」が同一構図に収まった図も見られるものの、その他の小型獣狩猟のようすや小型獣皮を使ったと判断できる器物類は読み取ることができなかった。

アイヌ物質文化資料についていえば、コレクションの形成に与ったコレクターの幾人かは民族学的トレーニングを受けており、またバシュフォード・ディーン収集資料を始め、いくつかのコレクションは、コレクターが道具類を「まんべんなく」収集し、アイヌの生活文化の復元を試みようとした意図が汲み取れるものであった。コレクションの内訳を見てみると、クマ皮、シカ皮をはじめアザラシなどの海獣皮を利用した道具類は収集されており、また、小型獣用と考えることができるいくつかの罌は実際収集されていた。特に罌の収集が見られることから、コレクターの中には、そのような罌を用いて狩猟されるべき動物やさらにそれらの獲物を加工して作られた「製品」を意識していた者がいたはずである。しかし実際には「製品」は見られなかった。そのようなコレクションの状況から判断して、分析対象としたコレクションの収集年代である1890年頃から1910年頃、およびその直前頃のアイヌ社会においては、キツネ、カワウソ、テンなどの小型獣皮はほとんど利用されてはいなかったと考えられる。

ここで、もしアイヌの生活の中にテンやカワウソ、キツネの毛皮を利用するということが本来的、伝統的にあったとするならば、たとえ一時的に幕府や松前藩によって集められた不幸な時期があったにしても、それが終わった明治年間以降、そのような毛皮類がまた

生活の素材として利用され始めるということは考えられないことではない。しかし、それにもかかわらず、時代を問わず小型獣皮の利用は見られなかった。この場合、「忘れられた伝統」⁷⁾というよりも、むしろ、おそくとも1800年ころ以降の蝦夷地に暮らしたアイヌの人びとの間には、本来的に小型獣皮の利用がなかったのではないか。私はこのように結論づけておきたい⁸⁾。

6.3.4 捕られた小型獣の全数量

本節ではキツネやカワウソ、テンなど小型獣が狩猟されていた実例をあげ、また、明治中期以前のアイヌ社会において、その内部ではそのような小型獣皮の需要はなかった可能性が高かったことを述べた。そのことは、先に史料の分析をもとに算出したアイヌと運上家との間で取引された小型獣皮の数量がほとんど狩猟数と見て差し支えないことを意味する。そして、このことはさらに重要なことを示唆しているのであるが、このことは7.2で触れることにする。

6.4 近世末期におけるアイヌの狩猟活動—何のための小型獣狩猟か

ここで、これまで述べてきたことをまとめておきたい。

前幕領期の1812（文化9）年以降、後松前藩領期をへて後幕領期が終わるまでと時期を限定した上で、アイヌの山猟、特に陸獣猟についていえば、人びとは、それまでのクマやシカ猟にくわえて、キツネやカワウソ、テンなどの小型毛皮獣を狩猟していたことがわかった。

ここで本論文の中心課題である小型毛皮獣猟についていえば、この猟は、恐らく1812（文化9）年以降、さかんになったものである。というより、その時以降、アイヌに求められた狩猟であった。アイヌ自らはそうした小型獣皮を消費しないにもかかわらず、運上家との取引「だけのために」狩猟が行われていた可能性が高い。そして、運上家との取引の背後には、幕府や松前藩のつよい要求があったのである。

さらに、各場所における小型獣皮の確保の実際についていえば、実際の狩猟活動は、指名されたハンターが行っていた可能性が高い。

ここで注意すべき点は、小型獣狩猟が要求され始めることとハンターが指名されることとの間に、直接的な因果関係はないと思われることである。それを積極的に物語る史料がみつかってはいないことと、先ほど見てきたように、恐らく場所によっては、すでに指名されたハンターが存在していたということが、その理由である。一般的には、それまでのハンターの仕事に、小型獣猟が「上乘せ」されたとみなすこともできるが、ことはそう単純ではない。このことについては、今後の課題でもあるので、次章であらためて触れることにしたい。

7 おわりに—アイヌの小型毛皮獣狩猟の歴史的民族学的意義と今後の課題

2で述べたように、これまでのアイヌ狩猟研究をふりかえると、山猟でいえば、クマやシカについての狩猟方法を記述した民族誌的研究が中心であり、このことがアイヌの狩猟をしてクマ猟、シカ猟と無批判的に思わしめた原因であったと思われる。

19世紀におけるアイヌの狩猟活動について本論で議論したことをひとことで要約すると、小型毛皮獣狩猟に1つのウエイトがあったということになる。人々は猟に出て目の前に現れた動物を狩猟するのではなく、捕りたいと思ったものを捕るのではない。要求されたものを選択的に捕るように義務づけられていたのである。さらに、小型獣の狩猟はだれでもがいつでも自由に行えたものではなかった。言葉を変えていえば、自発的なものではなく、むしろ強制的な狩猟といってもよいかもしれない。その限りでは、上述した要約はウエイトを置かされていたという方が当たっている。

この視点と事実は、従来のアイヌ狩猟研究では注意されてこなかったことである。

また、小型毛皮獣皮が幕府や松前藩により軽物として要求されていた期間は、本論文で考察したようにそれが開始された年代を1812（文化9）年におくとして、およそ明治維新まで続き、約半世紀以上の年月がある⁹⁾。この期間のアイヌの小型毛皮獣狩猟活動は、「狩猟採集」民としてのアイヌの人びとの長い歴史の中での1コマ、事象の揺らぎ、あるいは過渡的な偶然の出来事として認識すべきではない。さらに、私が本論文で述べてきたことがらについて、これまで作り上げられたアイヌ文化の「モデル」と照らし合わせることにより、アイヌの「本来の」狩猟活動の姿ではないとみなすべきでもないと思う。

以降、先行研究・隣接研究課題との関連における本論文の位置、本論文から論理的に派生した意見や問題について、少し見通しを述べた上で、本論文を終えることにしたい。

7.1 国家の周辺としてのアイヌ民族—世界システムの中で

まず、世界の大きなうねりとの関連で述べておきたい。

清朝の統治は、アムール川下流域および樺太に暮らす人びとに、どのような影響を与えたのか、特にエスニシティの形成における関与ということについては、清朝の辺民政策史をふまえて、物質文化、社会構造の2つの側面から議論した佐々木史郎の研究がある（佐々木 1989）。このことはすでに2で述べた。佐々木のこの研究は、清朝の支配が「複雑な分布を見せる多彩で豊かな当該地域の文化と多様なエスニシティの形成にどのような意味を持っていたのか」（佐々木 1989: 676）を解明することが目的とされているが、毛皮交易を1つの柱に据えており、それに多くのページを割いている。さらに、「清朝の支配と同時に日本、朝鮮などほかの国家も（この地域とは：筆者注）密接な関係を保っていた」ので、「この地域のエスニシティ研究にはこれら周辺国家とそれを築いた諸民族との

関係も視野にいれなくてはもはや議論できない」(佐々木 1989: 765)と結び、国家組織とその周辺民族との関係性をふまえた議論を行うことの重要性を指摘している。また、北海道のアイヌや日本との関連についても、アイヌの狩猟活動の実際にまで掘り下げてはいないが、佐々木は結論の中で言及している(佐々木 1989: 762; 1997)。

本論文は、研究史の上でいえば、佐々木のこの示唆を受け、その一部を詳述したものと位置づけがなされよう。その理由は、本論文が、19世紀におけるアイヌの狩猟システムが幕府や松前藩の政治的な権力のもとにあり、さらにそれと隣り合わせにあった清朝という強大な権力を有した国家のもとにあったとする見通しを持っているからである。この見通しについては、大まかではあったが私が手塚薫とともにすでに発表したことがある(出利葉・手塚 1994)。今言葉を変えていえば、歴史的な文脈に原因を求めることができる清朝の政治的かつ経済的状況が、直接的間接的の違い、濃淡の差はあれ、東北アジア地域の社会的条件として広く蔓延した結果、その影響がこの地域の先住民たちに及び、少なくともアイヌにおいては、それが狩猟活動として現れたということになる。

ところで、このことと関連して、サハリンにおける小型獣皮の取引を含む山丹交易の評価について、高倉新一郎、海保嶺夫、児島恭子らの議論がある。高倉が山丹交易の物流量を「数量は極めて尠く」したがって、「日滿双方の経済的方面に貢献するところが尠」かった(高倉 1939: 192)とし、また、児島が「経済的には、長崎貿易に比べて量として非常に少なく、ほとんど意味をなさなかった」(児島 1989: 31)とするのに対し、海保は、「流通量的に見て山丹交易はかなり大規模であり、『北辺の些事』的見方は修正する必要がある」(海保 1991: 八)と反論する。もっともこの議論は、山丹交易の物流量を視点としての評価であり、児島もいうように諸先学による政治的、経済的な考察の延長(児島 1989: 31)であった。

この交易が些事であったか否かはともかくとして、この議論はアイヌあるいは山丹地域の諸民族を含むとはいえ、幕府や松前藩を含めた幕藩体制としての括りの中での議論であった。アイヌ側に立った場合、狩猟対象動物の指定という狩猟活動の変更を迫られるようなものであったことは見てきたところであり、山丹交易は少なくともアイヌ社会においては大変な問題であったという意義づけがなされてよいだろう。

7.2 小型獣狩猟具としての罾——その地域的広がり、類似の意義

次に、そのような小型毛皮獣を獲るための狩猟具の問題について少し触れておきたい。キツネやカワウソ、テンなどが仕掛け弓やいくつかの種類の罾によって捕られることは、犬飼哲夫や名取武光らをはじめとして、すでにこれまで報告がある(犬飼・名取 1972など)。

私も、このことに関して以前考えを述べたことがある(出利葉 1995)。すわなち、東北アジアに共通して見られるいくつかの罾類に着目し、それらがこの地域に広がった背景に

は、清朝あるいは明朝までさかのぼってもよいかもしれない中国帝国や、ロシア帝国の毛皮需要があったことを想定した。アイヌに見られる類似の罽類についても、その利用のきっかけは小型獣皮の需要であった可能性が高いというものであった。これまで述べてきた小型獣皮の交易に関するこのような状況が、交易、狩猟品目や狩猟組織のみならず、狩猟具にも強い影強を与えた可能性があるとする考えは、基本的には今も変わっていない。

ところで、アイヌも含めて東北アジアの諸民族の間に広く分布するものとして注目した罽は、私が HA-1 類型とした仕掛け弓、および HA-2 類型とした、シベリアに見られるいわゆるチェルカーン型の罽であった。この2つに注目することになったのは、正直に告白するまでもない。先の論文にも記した通り、私の力不足によりロシア語文献を広く渉猟することができなかったことによるものであった。

その後、宇田川洋、佐藤宏之らの論考があいついで発表され、討論の資料としても充実し、その過程で沿海州ウデへの詳細な調査も実施された(宇田川 1996; 佐藤 1996)。その中で、特に佐藤は私の考えに対し民族考古学的な視点から批判を加えている(佐藤 1996)。

佐藤は専門とする先史考古学の遺跡や遺物を、「人間の行動や社会・生活・思念といった考古資料を取り巻く《動態》に連絡させるため」(佐藤 1998: 160) にエスノアーケオロジーの方法を採るとする。すなわち、「過去の遺存体である考古資料やそのパターン認識から生み出される考古学的経験則を、過去に存在したであろう構造と機能を理論的に推論したモデルや仮説構築に結びつけるために、現存する現生狩猟採集民などの諸社会の中から、考古学に比較可能な現代の構造と機能に関するシステム連関を引き出そう」(佐藤 1998: 161) とする試みを行い、それにより「列島の先史文化の社会的・構造的研究にアプローチするため」(佐藤 1998: 162) に、東北地方、およびロシア沿海州地方で調査を行っているとする。私の認識が誤りでなければ、佐藤は、調査の見通しとして、「狩猟対象獣の行動生態に猟果をもっぱら依存する受動的な罽類は、技術的変容を受けにくい性格を有する」(佐藤 1998: 163) と考えているようで、なおかつウデへの罽類の調査でその確認を試みている(佐藤 1998: 163)。

さて、そのような佐藤の研究の過程で発言された私への批判は、次の二点であるように思う。1つは、私が「ドゥイヤーアキピラのような落とし罽や跳ね罽の分布を狭く捉え」その一方で「仕掛け弓がアイヌをはじめとする東北アジアに広く分布する」と認識したことへの批判、もう1つは、その要因を「近世以降東北アジアに展開したロシアや中国(明・清)からの毛皮需要の存在」に求めるという解釈への批判であると読みとれる(佐藤 1996: 29; 2000: 156)。

落とし罽や跳ね罽の分布を狭く捉えたとする批判には、すなおに誤りを認めておきたい。このことは、私も宇田川や佐藤、佐々木史郎らの論文(宇田川 1996; 佐藤 1996; 佐々木 2000)において確認しており、また拙論発表後1997年に行ったロシア沿海州での調査においても自ら確認している。いいわけをすれば、私はそれらを「狭く」捉えたわけではなく、

「それぞれの狩猟具が使用されていた範囲がひろがることは予想」(出利葉 1995: 320) していたのであって、原因が調査不足にあったことも認める。

私が考えていたことは、「北東アジア地域一帯に小型獣の毛皮需要がまきおこった」時、「それに起因して」「この地域の小型毛皮獣狩猟活動が活発化」し、これが原因となって、「こうした効率のよい『装置』が普及」したということである。その限りにおいては、罌というものを、その個々の種類について深く検討せずに、漠然と捉えていたのかもしれない。

詳細は別稿を用意したいが、現時点では、北東アジア地域の諸民族が用いる、あるいは用いていた罌の分布や普及の時期と要因がそれぞれ異なっていた可能性があることを考慮に入れる必要性を感じている。そのような中で、私のいうこの地域にまきおこった「小型毛皮獣狩猟の活発化」にともなってアイヌに普及したものとして、少なくとも「チェルカーン型」の罌、拙論(出利葉 1995) でいえば HA-2 類型をあげることが可能なのではないかとの考えをもっている。さらに、本論文で述べた推測が正しいとすれば、この罌はまず樺太アイヌおよびソウヤ地域のアイヌに利用され始め、それが広がっていった。遅くとも 1812 (文化9) 年以降、全道的に小型獣皮が要求されるようになって、北海道全域に広がっていく下地ができあがったということになる。

罌が歴史的要因で作られるのか否かについては、私は肯定の立場をとりたい。この問題については、恐らく佐藤と私との立場の違い、すなわちエスノアーケオロジーの立場から罌を解釈しようとした佐藤と、罌の分布について、歴史的な背景を重視し、その立場から解釈を行おうとした私との視点の違いに帰着するかもしれない。ただし、私も罌の分布の解釈について、ただ単に人間集団の交流や移動という答えを用意することで説明を終わらせようとする立場を認めているわけではない。むしろ、われわれが確認できる現象としての罌の分布に対して、その理由を積極的に考え、歴史の流れの中での政治的、経済的な必然性をその理由としたのである。

確かに、佐藤のいうように「罌の効果は、対象とする動物の生態行動に強く規制される」(佐藤 1998: 174) ことを認めるのにやぶさかではないが、私はそれを「考古学に比較可能な現代の構造と機能に関するシステム連関」(佐藤 1998: 161) とは考えない。佐藤は別の箇所で、「明治以降のマタギの毛皮獣狩猟を支えた」のが「大陸に進出した日本軍からの大量の毛皮需要であった」(佐藤 1996: 33) ことを社会的条件としてあげているが、私は社会的条件が、民族集団がある罌を受け入れる際の要因の1つになる可能性をあえて主張したい。

エスノアーケオロジーは確かに魅力的な研究方法であり、私も関心がないわけではないが、あえてここではその土俵には上がらずに、歴史的立場からの罌の解釈によって佐藤の批判に答えておきたい。

ところで、前章までのまとめとして、小型毛皮獣は、アイヌ自らが消費するためではな

く、幕府や松前藩の要求のためだけに狩猟されていたことを述べ、各場所での実際の狩猟活動は指名されたハンターが行っていた可能性が高いことを述べた。さらに、小型獣狩猟の要求とハンターの指名とに直接的な因果関係はないように思われることも述べた。ただし、この2つの事象の関係については、より深い考察が必要である。このことについて、今後の課題も含めて、もう少し私の考え、見通しを述べておきたい。

私は前章で「すでに指名されたハンターが存在しており、彼らの仕事に、小型獣猟が『上乘せ』された」という一般的な見方を示唆した。ところが、1812（文化9）年までは小型獣は軽物には含まれてはいなかったのであり、さらに、アイヌ社会においても小型獣皮が積極的に利用されていたといえる根拠がないこともまた、見てきた通りである。したがって、文化9年以前、山丹地域と交易を行っていた樺太やソウヤ地域を除けば、蝦夷地の他の地域ではそれまで小型獣は積極的に捕られてはいなかったことになる。ということは、1812（文化9）年の時点以降、彼らがそれまで捕っていた獣種とは違う獣の捕獲が求められたということになる。しかも、そのような獣種について、ある程度の量を捕ることが同時に要求されたのである。つまり、キツネ、テン、カワウソという小型獣の大量生産的な狩猟という「新たな狩猟体系・概念」を要求されたことになる。

それでは、「これまで小型獣を捕ってはいなかった」従来の狩猟者が、新たに小型獣狩猟を試みるようになったのであろうか。ことは単純ではないと思うが、それまで小型獣を必要とはしなかったということは、技術的に小型獣狩猟に長けたハンターがいなかったことになるのかもしれない。したがって、幕府の新たな要求に答えるためにそこで考えられたことは、従来のハンターたちが小型獣狩猟のための新しい「何らかの技術」にチャレンジすることではなかっただろうか。狩猟技術の分析にまで至ってはいないので強くは主張できないが、ここで導入された（あるいは導入させられたのかもしれない）、「何らかの技術」の1つが、先ほど言及した、HA-2類型とした罟、シベリアでいう「チェルカーン型の罟」ではなかったかと考えたい。

ここで、私が行ったヨイチ場所における1828（文政11）年から1857（安政4）年までの小型獣の取引数（狩猟数）（表5）を、もう1度どながめてみる必要がある。そこで、カワウソ、キツネの数に比べてテン（ホイヌ）が極端に少ないことを指摘しておいた。同様に海保嶺夫が紹介した1853（嘉永6）年のシラスシでの取引数を見ても、カワウソ皮1265枚に比べて、テン皮はキツネと同様に580枚前後となっている（海保 1991: 八）。

それでは、1812（文化9）年、松田伝十郎がカラフトで負債処理をした時はどのようなのであつたのだろうか。5.1でも見たように、アイヌの借用分テン皮5546枚の内、499枚を樺太およびソウヤのアイヌがテン皮で支払い、残り5047枚分をカワウソ皮に換算して、2523枚のカワウソ皮で支払っている（北夷談 1969: 133; 佐々木史郎 1997: 733）。ここで、アイヌ支払いのテン皮499枚は、恐らく樺太およびソウヤのアイヌがすでに持っていたものであると考えることができる。つまり、樺太とソウヤのアイヌは、それまでもテン猟を

行ってきたのであり、手持ち分があったわけである。また、同時に499という枚数は恐らく短い年数における樺太およびソウヤ地域のテン狩猟数の限界を示唆していよう。一方、伝十郎はなぜカワウソ皮に換算したのであろうか。このカワウソ皮は樺太、ソウヤアイヌ以外に求めたものであろうが、恐らく樺太、ソウヤ以外の地域では伝十郎の要求が出されてからの短い年数の間には、テン皮が準備できず、カワウソ皮でしか提出できない何らかの理由があったのではないだろうか。

この推測が当たっているとすれば、前述した「新しい狩猟技術」とは、小型獣全般を対象としたものではなく、「テン狩猟のための」技術であった可能性がある。ところで、1812（文化9）年時点で、カワウソ皮を集めることが可能であったということは、すでに広くカワウソ猟が行われていたことを表しているのであろうか。それとも、カワウソ猟が技術上、容易であったのだろうか。この問題はキツネ猟とともに、今後の課題とさせていただき、稿を改めて検討したい。

7.3 蝦夷地における毛皮獣狩猟の特徴—北米との比較から

最後に蝦夷地における小型毛皮獣狩猟の特徴について触れておきたい。18～19世紀におけるアイヌの狩猟活動は、場所請負制のもとで、幕府や松前藩による「要求」によって行われた小型獣狩猟であったが、そこでの「小型獣」の背後には毛皮交易というシステムが潜んでいたのであった。

ここでいう「毛皮交易」論は、佐々木史郎が強く主張するように、世界的な経済システムとして捉えるべき問題であるが、同時に「伝統的」狩猟観に対するパラダイム変換への指向性を併せ持つものである（例えば1998年に日本で開催された第8回国際狩猟民会議（CHAGS8）で佐々木が主導して行ったセッションなどがこれに当たる）。私はこの「毛皮交易」という語をこの2つの文脈において捉えておきたいと思う。

ところで、例えば岸上伸啓が北米を例として議論しているように（岸上 2001）、北米におけるハドソン湾会社に代表される西ヨーロッパ資本の毛皮交易会社の進出は、毛皮交易拠点の奥地への移動を伴っていた。

本論文で見てきた蝦夷地でのアイヌの例を、北米でのこのような状況と比較した時、民族学的、歴史学的な観点から見て、いくつかの対比可能な問題点があるように思われる。その中の1つに土地の開拓と毛皮交易の問題がある。北米における奥地の開拓は、新たな毛皮交易拠点の進出とまったく無関係ではなかったようであるが、蝦夷地への松前藩あるいは幕府の進出は、毛皮交易とともにあったわけではない。松前藩それ自体は、すでに蝦夷地が世界規模少なくとも東アジア規模の毛皮交易に巻き込まれる以前からすでに存在していたのである。毛皮交易とともに松前藩の権力が増大していったのではなく、松前藩は権力体として初めから存在していたのである。こうした意味では、幕府もそれまで松前藩が築いてきたアイヌに対する権力を巧みに利用しつつ、アイヌに小型毛皮獣狩猟を押し

つけたという見方が可能である。さらにその後、松前藩は復領後も自己および幕府の権力を盾に、ひきつづき小型獣狩猟を要求していったと解釈することができる。

この解釈が支持されるならば、毛皮交易論における、前記の幕府あるいは松前藩とアイヌとの間の小型毛皮獣狩猟を介在した関係は、あるいは蝦夷地（北海道）の歴史性・地域性から導かれた1つの類型として認識されてよいのではないだろうか。この解釈は、本論文で確認してきたことがらから論理的に導かれたことであって、研究の到着点を意味するわけではない。そのような蝦夷地でのありかたがアイヌの人の生活、文化と、相互にどのようにかかわってきたのか、ネイティブアメリカンとの関係における北米のありかたとの比較も含めて、今後の課題としておきたい。

付 記

本論文は、1999、2000年度の2年度にわたって行われた国立民族学博物館共同研究「東アジアの狩猟採集文化の研究」（代表者 佐々木史郎助教授）の研究成果の一部であるが、同時に、北海道開拓記念館が行った特別研究「積丹半島の自然と歴史」（1985年～1989年）『北の歴史・文化交流研究事業』（1990年～1994年）の成果の一部を利用している。そのため、本論文はすでに発表した成果報告と重複する部分もあるが、それ以降いただいた意見、批判をふまえ、史料を大幅に追加し、また私自身が気づいた誤りを修正したかたちで、再構成したものである。最後に、発表の機会を与えてくださり、いつもご指導いただいている研究代表者の佐々木史郎助教授ほか、岸上伸啓助教授、池谷和信助教授、研究班員各位、特に1998年10月に青森と大阪と札幌で開催された第8回国際狩猟採集社会研究大会（略称 CHAGS 8）以来、有益なご教示をいただいている東京大学佐藤宏之助教授、田口洋美氏には、特に感謝の意を込めてここに記させていただく。佐藤助教授からは私の論文に対してご批判をいただいた。にもかかわらず、リプライがおくれ、本論文となってしまった。そればかりか、それに十分に答えたものとはなっていない。失礼をお許し願いたい。

註

- 1) 「山旦」という名称については、「サンタン」「山鞞」「山丹」などと書き表されている。ここでは引用文以外の箇所では、とりあえず「山丹」を使用しておく。
- 2) 蝦夷地は1603年以降、松前藩が統治していたが、3で見たように、江戸時代終わり頃二度にわたって幕府が直轄した時期がある。この軽物の扱いについては幕府領になっても幕府が引き継いで行っていた。
- 3) なお松前藩は山丹交易に用いる小型獣皮だけの売買を禁止したのではなく、軽物すべての売買を禁止していることは、この4.1ですでに述べた。
- 4) 小型獣皮と軽物との関係だけでなく、軽物自体の歴史についておさえておく必要があるが、筆者の力量を超え、また本論の趣旨からはずれることになるので、ここでは深くは触れない。寛文年間（1661-1672）にも例があり、もっと古くさかのぼるようである。
- 5) 小林真人氏との個人的議論による。ただし、数量的に説明するだけの史料は用意していない。このことは今後の課題としたい。
- 6) 和人地から蝦夷地へ出漁する和人のニシン漁民。売り上げの二割を上納し、八割を利益とした。

- 7) 「伝統」が「忘れられる」ことがあることは、例えば本田優子が植物を例にあげて指摘している(本田 2001: 27-28)。
- 8) 特に博物館資料について補足すれば、これは素材的に毛皮製品が残りにくかったため、結果的に博物館資料として見られないということではない。博物館資料の保存処理はこの問題とは無関係である。なぜならば、シカの毛皮あるいは骨、角は、靴や矢、掘り具、紐などに、アザラシ皮は靴や衣服などにそれぞれ利用されているが、そのような道具や資料は博物館展示に見ることができるからである。シカやアザラシの毛皮が残りやすく、そのため博物館資料として保存されているが、キツネやカワウソ、テンの毛皮は残りにくいいため、今日では見るできないということは保存科学的にいても考えられない。また、絵画資料について補足すれば、1811(文化8)年に書かれた、間宮林蔵述・村上貞助編『北夷分界余話』には、罨が多く描かれている。『北夷分界余話』は1808(文化5)年樺太に渡った間宮林蔵の記録であるとされており、その罨の記述は樺太の例であると考えることができる。このことはきわめて興味深く、また本稿の論理とも矛盾しないことを付記しておく。
- 9) 正確にいうと狩猟物の官による買い上げは明治になってもしばらくは続いていたようで、開拓使はさまざまな方策を行っている(高倉 1972: 410)。

文 献

I. 著書・論文

アイヌ文化保存対策協議会(編)

1969 『アイヌ民族誌』東京：第一法規出版。

知里真志保

1973 「樺太アイヌの生活」知里真志保『知里真志保著作集』3 生活誌・民族学編 pp.145-209, 東京：平凡社。

知里幸恵(編訳)

1978 『アイヌ神謡集』東京：岩波書店。

出利葉浩司

1993 「近世末期上下ヨイチ場所におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動とその周辺——クマはどれだけ狩猟されたか・文献史料による一考察」『北海道開拓記念館研究報告』13, 31-60。

1995 「狩猟具から見た北海道アイヌおよび北東アジア諸民族の小型毛皮獣狩猟活動の意味——とくに罨・仕掛け弓の比較検討をとおして」『「北の歴史・文化交流研究事業」研究報告』pp.305-331, 札幌：北海道開拓記念館。

2000 「アイヌ社会における毛皮の利用について——在北米博物館資料と『蝦夷島奇観』の検討をとおして」『「北の文化交流史研究事業」研究報告』pp.235-254, 札幌：北海道開拓記念館。

出利葉浩司・手塚薫

1994 「アイヌの毛皮獣狩猟とその北東アジアにおける歴史的的位置——アイヌ民族の狩猟活動研究の方向の示唆にむけての試論」『1993年度「北の歴史・文化交流研究事業」中間報告』pp.73-81, 札幌：北海道開拓記念館。

榎森進

1987 『アイヌの歴史——北海道の人びと2』(日本民衆の歴史地域編8) 東京：三省堂。

長谷川伸三

1987 「幕末期西蝦夷地高島場所における現地労働力の存在形態」『商學討究』37(1,2,3), 57-80, 小樽：小樽商科大学。

北海道開拓記念館

1999 「常設展示解説書 3 蝦夷地のこころ」札幌：北海道開拓記念館。

本田優子

2001 「アイヌ民族の植物利用をめぐる」柴田敏郎（編）『第2回薬用植物に関するワークショップ—北方先住民族の有用植物とその利用法について』（記録集），pp.22-29, 薬用植物に関するワークショップ実行委員会。

洞富雄

1956 『樺太史研究—唐太と山丹』東京：新樹社。

池田透

1993 「北米の博物館所蔵のアイヌ関係動物資料について」小谷凱宣（編）『在米アイヌ関係資料の民族学的研究』pp.52-61, 名古屋：名古屋大学教養部。

犬飼哲夫・名取武光

1934 「北大附属博物館所蔵アイヌ土俗品解説—」『どるめん』3(2), 31-39, 東京：岡書院（名取武光『アイヌと考古学（一）』名取武光著作集Ⅰ pp.57-103, 札幌：北海道出版企画センターに再々録）。

海保嶺夫

1991 「『北蝦夷地御引渡目録』について—嘉永六年（一八五三）の山丹交易」『1990年度北の歴史・文化交流研究事業中間報告』pp.一六六, 札幌：北海道開拓記念館。

菊池勇夫

1991 『北方史のなかの近世日本』東京：校倉書房。

岸上伸啓

2001 「北米北方地域における先住民による諸資源の交易について—毛皮交易とその諸影響を中心に」『国立民族学博物館研究報告』25(3), 293-354。

小林真人

1987 「余市場所の生産・漁業構造について—後松前藩政期を中心として」『北海道開拓記念館調査報告』26, 13-18。

1989 「余市場所における漁業の発達とアイヌ戸口の推移—文政期から幕末まで」『北海道開拓記念館調査報告』28, 57-64。

1993 「場所請負制下の余市アイヌの生活と社会—文政から幕末期を中心にして」『北海道開拓記念館研究報告』13, 17-30。

児島恭子

1989 「18,19世紀におけるカラフトの住民—『サンタン』をめぐる」北方言語・文化研究会（編）『民族接触』pp.31-47, 東京：六興出版。

黒田信一郎

1991 「強制された狩猟—ツングース系諸族のコスモロジーとの関連」北海道立北方民族博物館（編）『北方の狩猟儀礼第5回北方民族文化シンポジウム』pp.52-62, 網走：北方文化振興協会。

名取武光

1945 「噴火湾アイヌの捕鯨」名取武光『噴火湾アイヌの捕鯨』pp.1-31, 札幌：北方文化出版社。

1974 「アイヌ民族の精神生活」名取武光『アイヌと考古学（二）』名取武光著作集Ⅱ pp.199-220, 札幌：北海道出版企画センター（初出は1942年）。

佐々木史郎

- 1989 「アムール川下流域諸民族の社会・文化における清朝支配の影響について」『国立民族学博物館研究報告』24(3), 671-771。
- 1992 「北海道, サハリン, アムール川下流域における毛皮及び皮革利用について」小山修三(編)『狩猟と漁労』pp.122-151, 東京: 雄山閣出版。
- 1996 「北方から来た交易民—絹と毛皮とサンタン人」NHKブックス772, 東京: 日本放送出版協会。
- 1997 「18, 19世紀におけるアムール川下流域の住民の交易活動」『国立民族学博物館研究報告』24(4), 683-763。
- 2000 「アイヌとその隣人たちの毛皮獣狩猟—ロシア極東先住民族のクロテン用の罟を中心として」『アジア遊学』17, 42-55, 東京: 勉誠出版。

佐々木利和

- 1980 「噴火湾 Ainu のおっとせい猟について—江戸時代における Ainu の海獣猟」『民族学研究』44(4), 403-413。

佐藤宏之

- 1996 「狩猟システムのエスノアーケオロジー—ロシア沿海州ウデへの民族調査から」『古代』102, 15-35, 東京: 早稲田大学考古学会。
- 1998 「罟猟のエスノアーケオロジー—過去と現在の架橋」民族考古学研究会編『民族考古学序説』pp.160-176, 東京: 同成社。
- 2000 『北方狩猟民の民族考古学』札幌: 北海道出版企画センター。

田端宏

- 2000 『県史1 北海道の歴史』東京: 山川出版社。

高倉新一郎

- 1939 「近世に於ける樺太を中心とした日滿交易」『北方文化研究報告』1, 1631-194。
- 1972 『新版アイヌ政策史』東京: 三一書房。
- 1974 「開拓使刊『蝦夷風俗彙纂』引用書解題」『北海学園大学経済学会「経済論集」』21(4), 49-80。

手塚薫

- 2000 「北東アジアにおける毛皮獣狩猟活動の意義—毛皮の獲得と毛皮交易の視点から」『北の文化交流史研究事業』研究報告』pp.215-233, 札幌: 北海道開拓記念館。

宇田川洋

- 1996 「アイヌ自製品の研究—仕掛け弓・罟」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』14, 27-74。

渡辺仁

- 1972 「アイヌ文化の成立—民族・歴史・考古諸学の合流点」『考古学雑誌』58(3), 47-64。

Watanabe, Hitoshi

- 1964 *The Ainu: A Study of Ecology and the System of Social Solidarity between Man and Nature in Relation to Group Structure*, Journal of the Faculty of Science 5, Anthropology 12(6). Tokyo: University of Tokyo.

II. 史料

文政五年午四月箱館申送書并箱館町役人其外在々被下品物書付控 沖之口規定書 全

- 1974 函館市(編)『函館市史』史料編第一巻 pp.71-92, 函館市。

文政十三年(天保元年)寅年書類

- 1985 余市町総務課・余市町史編集室(編)『余市町史』第一巻資料編一 pp.283-303, 余市町。

蝦夷地一件

1969 北海道庁(編)『新北海道史』第七巻史料一 pp.259-507, 札幌:北海道庁。

蝦夷風俗彙纂後編

1974 肥塚貴正(編)『蝦夷風俗彙纂』札幌:北海道出版企画センター(1882年開拓使により出版されたものの復刻)。

蝦夷国風俗人情之沙汰

1969 最上徳内「蝦夷国風俗人情之沙汰」高倉新一郎(編)『日本庶民生活史料集成』第四巻(探検・紀行・地史北辺篇) pp.439-484, 東京:三一書房。

蝦夷山海名産図会

1997 松浦武四郎「蝦夷山海名産図会」秋葉実(翻刻編)『松浦武四郎選集』2, 札幌:北海道出版企画センター。

蝦夷草紙後編

1972 最上徳内「蝦夷草紙後編」大友喜作(編)『北門叢書』第三冊 pp.447-479, 東京:国書刊行会。

東蝦夷地各場所様子大概書

1969 北海道庁(編)『新北海道史』第七巻史料一 pp.509-601, 札幌:北海道庁。

北夷談

1969 松田伝十郎「北夷談」高倉新一郎(編)『日本庶民生活史料集成』第四巻(探検・紀行・地史北辺篇) pp.77-175, 東京:三一書房。

夷諺俗話

1969 申原正峯「夷諺俗話」高倉新一郎(編)『日本庶民生活史料集成』第四巻(探検・紀行・地史北辺篇) pp.485-520, 東京:三一書房。

岩野家文書

1855 北海道開拓記念館所蔵資料, 収蔵番号1935-10。

上下ヨイチ御場所諸書上御答書

1985 余市町総務課・余市町史編集室(編)『余市町史』第一巻資料編一 pp.303-310, 余市町:余市町総務課。

北蝦夷地御引渡目録

1991 海保嶺夫「『北蝦夷地御引渡目録』について—嘉永六年(一八五三)の山丹交易」『1990年度北の歴史・文化交流研究事業中間報告』pp.十三-六六, 北海道開拓記念館。

休明光記附録卷之七

1936 北海道庁(編)『新撰北海道史』第五巻史料一 pp.795-846, 札幌:北海道庁。

松前蝦夷記

1974 松前町史編集室(編)『松前町史』史料編第一巻 pp.373-393, 松前町:松前町史編集室。

松前年々記

1974 松前町史編集室(編)『松前町史』史料編第一巻 pp.51-90, 松前町:松前町史編集室。

年中取扱向書上

1985 余市町総務課・余市町史編集室(編)『余市町史』第一巻資料編一 pp.1220-1244, 余市町:余市町総務課。

入北記

1992 玉蟲左太夫・稲葉一郎(翻刻解説)『入北記』札幌:北海道出版企画センター。

犀川会資料

1982 高倉新一郎(編)『犀川会資料全』札幌:北海道出版企画センター。

新北海道史 第七巻史料一

1969 北海道庁（編）『新北海道史』第七巻史料一，札幌：北海道庁。

諸書上

1985 余市町総務課・余市町史編集室（編）『余市町史』第一巻資料編一 pp.124-160，余市町：余市町総務課。

天保七申年書類

1985 余市町総務課・余市町史編集室（編）『余市町史』第一巻資料編一 pp.412-432，余市町：余市町総務課。

津軽一統志

1969 北海道庁（編）『新北海道史』第七巻史料一 pp.83-200，札幌：北海道庁。

詫一礼之事

1985 余市町総務課・余市町史編集室（編）『余市町史』第一巻資料編一 pp.807-808，余市町：余市町総務課。

余市町史

1985 余市町総務課・余市町史編集室（編）『余市町史』第一巻資料編一，余市町：余市町総務課。

安間純之進東西蝦夷地廻浦の節諸取調書上

1985 余市町総務課・余市町史編集室（編）『余市町史』第一巻資料編一 pp.1357-1386，余市町：余市町総務課。

